

令和 7 年度金融庁政策評価実施計画

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成 13 年法律第 86 号) 第 7 条の規定に基づき、「金融庁が行う政策評価に関する実施計画」(以下「実施計画」という。)を以下のとおり定める。

1. 計画期間

本実施計画の計画期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までとする。

2. 令和 7 年度における政策評価の取組方針

金融庁における政策評価は、「金融庁における政策評価に関する基本計画」(以下「基本計画」という。計画期間：令和 4 年 4 月 1 日～令和 8 年 6 月 30 日。)を策定のうえ、各年、実施計画を策定し、この実施計画に沿って実施することとしている。

令和 7 年度においては、実績評価方式による評価を実施する。また、閣議決定等に基づき、政策評価と予算との連携強化を引き続き図っていくとともに、2025 事務年度金融行政方針において記載されている各施策の取組状況についても対象とする。

3. 実績評価方式による評価

(1) 評価対象とする政策の設定及び目標の設定に当たっての考え方

金融庁が実施する政策評価に関する基本計画は、

- I. 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮
- II. 利用者の保護と利用者利便の向上
- III. 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

を「基本政策」として位置付け、「基本政策」を実現するための中期的な「施策」を定めている(別紙 1)。

各施策において達成すべき目標については、施策ごとに可能な限りアウトカム(行政活動の結果として国民生活や社会経済にもたらされた成果)の視点から評価できるように「達成目標」を設定し、この達成目標を実現するための取組を「主な事務事業」として掲げることとしている(別紙 2)。

(2) 実績評価の対象とする施策

別紙 1 で示した「施策」を実績評価の単位とする。

(3) 評価の方法等

本実施計画の計画期間終了後、各施策に係る令和 7 年度の取組状況を踏まえつつ、各施策に設定した測定指標あるいは参考指標（注）に照らして達成目標の達成度合いの評価を実施する。

評価は、S：「目標超過達成」、A：「目標達成」、B：「相当程度進展あり」、C：「進展が大きくない」、D：「目標に向かっていない」の 5 段階の区分によるものとする。

令和 7 年度実績評価書は、令和 7 年 8 月末を目途として公表する。

（注）参考指標とは、達成目標の達成度を直接的には測定できないが、測定のための参考となる指標として設定しているもの。

(4) 意見募集

評価対象とする施策、測定指標等及び評価の方法に関しては、インターネット等により幅広く意見を募集する。

4. 事業評価方式による評価

新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業、及びこれに準ずるもので社会的影響の大きいものについては事前評価を実施する。また、過去にこうした事前評価を実施し令和 7 年度に効果が発現する予定の事業については事後評価を実施する。

なお、成果重視事業については、令和 7 年度中の効果の発現予定の有無に関わらず、事後評価を実施する。

5. 規制の政策評価（事前・事後）

規制の新設・改廃に係る規制の政策評価（RIA）については、規制の質的向上を図るとともに、国民への説明責任を果たすため、政策効果の把握の手法等について引き続き研究・開発を進めつつ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等に基づき適切に実施していくこととする。

なお、「主な事務事業」のうち、規制の政策評価の対象となると考えられるものについては、〔RIA〕の記号を付している。

6. 租税特別措置等に係る政策評価（事前・事後）

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、政策評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策について政策評価を行うものとし、その他の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策について

も、政策評価の対象とするよう努めるものとする。

【別紙 1】

実績評価における基本政策・施策等一覧（令和 4～8 年度）

（注）施策によっては、他の施策目標の達成に資することがあることに留意。

基本政策	施策
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施 2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備 3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備 2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施 3 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

（横断的施策）

施策
1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応
2 サステナブルファイナンスの推進
3 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応
4 その他の横断的施策

（金融庁の行政運営・組織の改革）

施策
1 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化
2 検査・監督の質の向上

各施策及び主な事務事業

基本政策 I	金融システムの安定と金融仲介機能の発揮
施策 I-1	マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施
施策 I-2	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
施策 I-3	金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）

施策 I -1

マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施

<p>施策の概要</p>	<p>「金利のある世界」への移行など、金融機関の業務の前提が大きく変化していること等を踏まえ、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析するとともに、その分析結果を基にマクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリング（監督・検査）を実施する。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>金融システム全体に内在する脆弱性について把握・分析するマクロプルーデンスの観点からのモニタリングや、個々の金融機関の財務の健全性及びそれらを確保するためのガバナンス態勢についての深度あるモニタリングの実施等の取組を通じて、金融システムの安定性や公正性・安全性への信頼を確保することが必要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁設置法 ・各業法の目的規定、各種監督指針 ・検査・監督基本方針（平成 30 年 6 月 29 日） ・地域銀行有価証券運用モニタリングレポート（令和 5 年 9 月 8 日） ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） ・経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） ・2025 年 保険モニタリングレポート（令和 7 年 7 月 4 日） ・令和 7 事務年度証券モニタリング基本方針（令和 7 年 8 月 1 日） ・2025 事務年度金融行政方針（令和 7 年 8 月 29 日） ・金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート（2024）（令和 6 年 9 月 10 日） ・金融機関の内部監査高度化に関する懇談会報告書（2025）（令和 7 年 6 月 20 日）

<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<p>① [主要]「金融行政方針」に基づくマクロプルーデンスの取組 (金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析、令和7年度)</p> <p>② [主要]「金融行政方針」等に基づく金融モニタリングの実施(「金融行政方針」等に基づく金融モニタリングを実施、令和7年度)</p> <p>③ [主要]金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組(金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証、令和7年度)</p> <p>④ [主要]各業態の健全性指標(自己資本比率、不良債権比率等)(前年度水準を維持(保険会社については経済価値ベースのソルベンシーマージン比率の一定水準を維持)、令和7年度)</p> <p>⑤ グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督(関係当局との情報共有・意見交換も行いつつ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化等に向けたモニタリングを実施、令和7年度)</p> <p>⑥ 国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化に向けた取組(金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施、令和7年度)</p> <p>⑦ 大手証券会社グループに対する適切な監督(関係部門間で連携しつつ、ヒアリング等を通じ、グループ全体の経営管理(ガバナンス)態勢及びリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施、令和7年度)</p> <p>⑧ 大手保険グループに対する適切な監督(関係当局との情報共有・意見交換等も行いつつ、規模・特性に応じたグループガバナンスやリスク管理の高度化に向けたモニタリングを実施、令和7年度)</p>
<p>参考指標</p>	<p>—</p>

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① マクロプルーデンスの取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ グローバルな金融経済情勢等の動向を注視しつつ、国内外の金融政策・金利動向や不動産市況等が金融システムの安定に与える影響について分析を行う。 ・ 金融システムの状況について、日本銀行と実務者連絡会等を通じて意見交換を行い、マクロ健全性維持の観点からの規則(カウンター・シクリカル・バッファ等)についても、適切に運用する。
<p>② 効果的な金融モニタリング(監督・検査)の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関の経営戦略を確認するとともに、営業基盤、財務基盤、ガバナンスや信用・市場・流動性等の各種リスク管理態勢、内部監査等につい

て金融機関との対話等を通じて確認し、それぞれの状況に応じて経営基盤の強化を促す。

- ・金融機関における内部監査の高度化に向けた取組等について、現状の進捗や具体的な工夫、各金融機関が抱える課題に関して対話を行う。また、対話等を通じて、金融機関に対し、内部監査の高度化を促す。
- ・リスク特性を横断的視点から把握しつつ、金融機関の規模・特性に応じた優先課題を特定するため、令和7事務年度より従来の監督各課と専門的横断テーマのモニタリングを担当する部局（以下、「横断モニタリング部局」）を、より一体的・効果的に運用する体制とした。こうした体制の下で、財務局を含む各金融機関の担当者は、横断モニタリング部局から、専門的知見に基づく支援を受けながら、金融機関毎のリスクプロファイルに基づいて、対応すべき課題に優先順位を付け、実効性のある監督・検査を計画的に実施する。
- ・銀行・信託銀行・証券会社等、複数の金融機関を経営している金融グループ等の実態を踏まえ、関係課室が密に連携し、グループ内の異なる業態が相互に与える影響やグループ全体の経営管理（ガバナンス）の把握を含めたグループ全体を俯瞰した監督・検査を行う。
- ・国際的に活動する金融グループを中心に、海外当局との監督協力を強化する。
- ・気候関連金融リスクについては、国際的な動向も踏まえつつ、金融機関におけるリスク管理や顧客の気候関連リスクへの対応支援等に関する取組・課題について議論を進める。
- ・このほか、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じ、以下の取組を実施する。

【大手銀行グループ】

a) 総論

- ・金融仲介機能の発揮状況やその基盤となる財務の健全性について、データを用いて分析・把握し、各金融機関と対話を行う。その際、金融機関の負担軽減及び効果的なモニタリングの実現のため、日本銀行と適切に連携する。また、監督カレッジや日々のモニタリングに関する情報共有等を通じて、海外当局と連携を深めていく。

b) 信用リスク

- ・各行のリスクアペタイトやリスクテイク方針を確認したうえで、それに応じた審査態勢やリスク管理態勢の構築、健全なリスクカルチャー、融資規律が醸成されているかなどについてモニタリングを行う。
- ・与信先の業況等について実態把握を行い、それを踏まえた与信先の期中管理及び事業者支援等の取組について確認し、各行に必要な対応を促す。なお、必要に応じて個別債務者の自己査定や償却・引当等の状況を確認する。
- ・米国関税政策が各行の信用リスクに与える影響について、与信先の大

口個社への影響や関税影響を受けやすい業種への影響を中心として実態把握を行う。

- ・国内の不動産業向け融資に関して、国内外の経済・金融環境の変化等を踏まえ、各行の与信方針や融資動向について、引き続き日本銀行と合同でヒアリングを実施し、実態把握を行う。

c) 市場・流動性リスク

- ・各行の運用・調達方針を把握した上で、国内外の金融市場の変動が各行の財務の健全性や金融システムに与える影響について分析を行う。また、金利の上昇など、本邦の金融環境に変化がみられることを踏まえ、預貸、有価証券を含めた ALM 運営方針・リスク管理態勢について検証し、その高度化を促す。
- ・外貨流動性リスク管理に関し、各行のリスクプロファイルを再整理した上で、金融政策等外部環境の変化を踏まえた先行きの方針や管理枠組み等について日本銀行と共同で調査を行う。

d) ガバナンス・横断的リスク

- ・ストレステストの実施状況について対話を行う。また、ストレステストの実施手法の検証を主眼に、引き続き共通シナリオによるストレステストを日本銀行と共同で実施する。
- ・各金融機関が海外での買収や拠点拡大等国境・業態を超えた業務展開を推進する中、グループ・グローバルのガバナンスについて、業務の規模・複雑性に応じた IT・システムや内部監査等のあり方、本社による適時・適切な状況把握を含めた海外拠点の管理態勢について対話を行う。
- ・政策保有株式について、保有意義の検証や縮減計画の進捗等に係る確認を行う。
- ・「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」(BCBS239)について、リスクデータに係る定期的な適時報告演習等の結果を踏まえた対話を通じて、各社に対して遵守状況の評価や課題事項のフィードバックを行うことで、各金融機関グループにおけるリスクデータ集計能力とリスク報告態勢のさらなる高度化を促す。くわえて、各社のデータガバナンスの発揮状況についても確認する。

【新形態銀行】

- ・通信・流通等を母体としつつ、デジタル技術を活用して金融事業を展開するグループが存在感を増しつつある。こうした母体事業者とも、グループ全体の戦略や金融事業の位置付けについて議論を行いつつ、金融機関へのより実効的な監督を行う。
- ・また、昨事務年度以来、新形態銀行における AML/CFT、システムの安定稼働、流動性リスク管理など、業務に係るリスクへの対応状況について、継続的にモニタリングを行ってきており、引き続き実施する。

【日本郵政グループ】

- ・足元における経営環境の変化を踏まえ、リスク管理態勢の高度化など経営の健全性の維持に向けた各種取組や中長期的な収益基盤の確保等に向けた取組を確認する。
- ・現在直面している諸課題の改善に向けて、グループガバナンスや法令等遵守態勢の強化に係る取組状況等を確認する。

【地域金融機関】

- ・地域金融機関が、自行の融資ポートフォリオを踏まえた、よりの確な信用リスクの見積もりを行う取組を後押ししていくため、格付制度や引当の見積りのプロセス、開示のあり方を含めて、引き続き、取組状況の把握等に努める。
- ・国内外の経済・金融市場の動向や、それが金融機関・事業者等に及ぼすその影響を引き続き注視し、大きな市場変動等に際して迅速な対応が図られるよう、各地域金融機関の対応方針や態勢整備の状況を随時確認していく。
- ・地域金融機関の経営方針やリスクテイクの状況、経営環境や直面している各種課題の軽重、経営資源等を踏まえながら、有価証券運用の状況や市場リスク、流動性リスク、取引先等の実態把握の状況を含む信用リスクの管理態勢等について、必要に応じて検査等も活用し、モニタリングするとともに、必要な改善を促す。持続可能な収益性や将来の健全性に課題を有する先に対しては、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を継続することで、経営基盤の強化に向けた実効性のある取組を強く促す。
- ・地域銀行について、預貸、有価証券を含めた ALM 運営方針・リスク管理態勢に加え、経営環境が厳しい中でも財務の健全性を維持し金融仲介機能を発揮するという観点から、ストレス時の対応を含めストレステストの実施・活用状況についてモニタリングを実施する。
- ・協同組織金融機関についても、財務局との緊密な連携により、実効性の高い検査等のモニタリングを実施していく。
- ・不正融資や重大な法令違反が確認されたことも踏まえ、経営管理と業務運営の適切性について、早期に課題を発見し、的確な対応を行う。

【証券会社】

a) 横断的課題

- ・商品の複雑さやリスクといった商品の特性等に応じた組成・販売勧誘態勢（商品組成を行っていない場合は、組成会社との情報連携等管理態勢）について、法令や自主規制規則等の遵守状況を含めたモニタリングを行う。
- ・顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行うための経営管理態勢及び業務運営態勢の構築状況について、モニタリングを行う。
- ・特に、顧客の最適なポートフォリオを構築する観点から、特定の商品カテゴリーあるいは特定銘柄への販売偏重を未然に防止するための取組

状況について、モニタリングを行う。

b) 大手証券会社

- ・大手証券会社については、国内外で事業拡大を進める動きが見られる中、グループ・グローバルのビジネスモデルや経営戦略、戦略遂行上の課題認識等についてヒアリングを行う。それらを踏まえ、各社のグループ・グローバルのガバナンスやリスク管理（オペレーショナル・リスク管理やカウンターパーティ信用リスク管理を含む）態勢等の整備状況について、海外当局とも連携し、モニタリングを行いつつ、各社に対し、一層の強化を促す。

c) 準大手証券会社・地域証券会社

- ・持続可能なビジネスモデル構築の観点から、各社における経営課題や当該課題解決に向けた取組状況のほか、顧客本位の業務運営の確保・徹底に向けた取組状況などについて、モニタリングを実施する。

d) ネット系証券会社

- ・顧客口座の急増で取引の増加が見込まれる中、システムの安定的な稼働の観点から、システムリスク管理態勢の整備・運用状況について引き続きモニタリングを実施する。
- ・新規事業の立上げや新サービス・商品の導入に際し、必要な法令等遵守態勢や適切な業務運営態勢が整備されているかについて引き続きモニタリングを実施する。

e) 外資系証券会社等

- ・モニタリングを通じて、日本拠点のビジネスモデルについて分析を行い、ビジネスモデルに見合ったガバナンスや法令等遵守態勢、リスク管理態勢の整備・運用状況を確認する。また、監督カレッジへの参加や海外当局との意見交換により、グループレベルでのビジネスの状況やガバナンス等についても理解を深め、日本拠点に対する深度あるモニタリングにつなげる。
- ・法令等遵守態勢や投資家対応の適切性に関して、過去に問題が認められた先の改善状況について、必要に応じて海外母国当局とも連携しつつ、継続的にモニタリングを行う。
- ・顧客本位の業務運営の推進の観点から、仕組債等のリスク性金融商品の組成会社としての取組の進捗を確認する。
- ・国際的金融グループの経営統合の動きに関して、引き続き、グループ全体の動向を把握しつつ、日本拠点の統合に係る対応及び将来的な方向性の検討が適切なガバナンス態勢の下で進められているかについてモニタリングを行う。

【資産運用会社等】

- ・投資運用会社については、専門性の高い運用人材の育成・確保等の運用力の向上に必要な取組の強化を促すとともに、「顧客本位の業務運営に関する原則（2024年改訂）」を踏まえ、プロダクトガバナンス（顧客の

最善の利益に適った商品提供等を確保するためのガバナンス) に関する取組状況をフォローアップする。また、ファンドモニタリング調査を行い、投資信託や集団投資スキーム等に関する潜在的なリスクの有無について把握する。くわえて、運用面の外部委託管理態勢を含む運営体制について引き続きモニタリングを行う。

- ・投資法人については、特に親会社等の利益を優先する誘因が強い経営体制や業務状況にある投資法人資産運用会社における利益相反管理体制等についてモニタリングを行う。
- ・投資助言・代理業者については、インターネット、SNS 等を利用した広告表示や勧誘行為に関する情報分析を進め、必要に応じて監督上の対応を行うなど、適切に対応していく。

【保険会社】

- ・持続可能なビジネスモデル構築に向け、各保険会社との対話を実施する。その際、生命保険会社とは、非保険領域のビジネスモデルを含めた経営戦略やデジタル戦略をテーマとし、損害保険会社とは、企業向け保険ビジネス戦略等をテーマとし、対話を行う。
- ・大手保険会社とのビジネスモデルヒアリング等を通じて、各社の海外戦略やグループガバナンスの高度化に向けた取組状況を確認する。引き続き、監督カレッジを通じて海外当局との連携を図る。
- ・自然災害が頻発・激甚化する中で、再保険料率の高止まり、異常危険準備金の取崩が続いており、統合的リスク管理（ERM）の高度化の重要性が一層増している。自然災害リスクへの対応は、各損害保険会社における継続的な取組が必要であり、引き続き再保険や異常危険準備金に関するモニタリングを継続していく。
- ・経済・金融市場の動向も踏まえつつ、保険会社の財務・業務の健全性や資産運用の状況について、モニタリングを行う。

【少額短期保険業者】

- ・財務局と連携して、迅速かつ適切な登録審査を着実にを行うとともに、問題のある少短業者の早期把握・早期対応に努めていく。
- ・登録審査・モニタリング方法について、財務局とともに実施状況の振り返りを行い、必要に応じ実務や運用の改善を図る。
- ・少短協会との間で、少短業者をめぐる課題認識等の共有を図り、傘下少短業者の経営管理態勢等の一層の整備に向けた自主的な対応の促進を図る。

【その他の業態】

- a) 外国為替証拠金取引業者（FX 業者）・暗号資産等関連デリバティブ取引業者
 - ・日々の為替相場やそれに伴う FX 取引量の変動を踏まえ、店頭 FX 業者の決済リスク管理態勢強化への取組状況についてモニタリングを継続する。

- ・暗号資産等関連デリバティブ取引業者については、ビジネスモデルを適切に把握し、投資者保護の観点から業務の適切性について引き続きモニタリングを行い、必要に応じてリスク管理態勢や説明態勢等の強化を促す。
- b) 第二種金融商品取引業者
 - ・取得勧誘やファンド運営等について、関係機関からの情報や当局に寄せられる相談等を参考として、リスクベースのモニタリングを行い、投資者保護等の観点から問題が認められる業者に対しては厳正な対応を行っていく。
 - ・貸付事業等権利の取得勧誘に関しては、改正金融商品取引法（令和5年11月成立）の施行を踏まえ、ファンド審査や投資家への適切な情報提供等に係る業務管理体制の整備状況も含め、二種業者に対する実態把握を継続する。
- c) 適格機関投資家等特例業務届出者
 - ・適格機関投資家等特例業務届出者における法令等遵守態勢の状況について引き続きモニタリングを行い、業務運営上の問題が認められる業者に対しては厳正な対応を行う。
- d) 信用格付業者
 - ・信用格付業者における業務の適切性等のモニタリングを継続していくとともに、監督カレッジ等を利用しながら海外当局との連携を深めていく。
- e) 金融商品仲介業者
 - ・アンケート調査等を通じ、顧客本位の業務運営の確保・徹底に向けた取組状況等についてモニタリングを実施していく。

【担当部局名】

総合政策局

総合政策課、健全性基準室、検査監理官室、マクロ・データ分析監理官室、決済・デジタル金融グループモニタリング室、気候関連リスクモニタリング室

監督局

総務課、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、大手銀行モニタリング参事官室、大手証券等モニタリング室、銀行第二課、地域金融企画室、地域金融モニタリング参事官室、協同組織金融室、保険課、証券課、資産運用課

証券取引等監視委員会事務局

証券検査課

施策 I - 2

健全な金融システムの確保のための制度・環境整備

<p>施策の概要</p>	<p>金融システムの安定性を確保するため、国際的な議論への参画、国際合意を踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備等、及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融システムの安定性確保のための国際的な議論への貢献、ルール整備等、及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保されることが必要であり、そのためのルール整備等を行う。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成17年4月1日大臣発言）、自己資本比率告示、主要行等向けの総合的な監督指針、2025 事務年度金融行政方針（令和7年8月29日公表）等
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① [主要]金融システムの安定確保のための国際的な議論への参画（国際的な議論への貢献、令和7年度） ② [主要]国際合意を踏まえた国内制度の検討及び整備等（バーゼルⅢ関連告示等の整備及び告示に則った承認事項の審査等、IAIS（保険監督者国際機構）から公表された令和6年12月に最終化されたICS（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）を踏まえた国内規制の検討、令和7年度） ③ [主要]必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避（金融システムの混乱の回避、令和7年度） ④ 名寄せデータの精度（預金保険機構等との連携による名寄せデータの整備状況の検証、令和7年度）
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① 健全な金融システムの確保のための国際的な議論への参画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融規制・監督に関する論点を中心に、金融分野に関する幅広い世界共通の課題に係る国際的な議論に積極的に参画するとともに、海外当局との連携強化を通じて政策推進力の向上を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な議論に対して国内の議論の積み重ねに根ざす建設的な提言を行うとともに、国内の課題解決にも国際的な政策対話を通じて得られた知見を活用していく。
<p>② 国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国において令和7年3月期より全ての対象金融機関への適用が開始されたバーゼルⅢについて、経過措置を含む新規制の金融機関への影響や諸外国におけるバーゼルⅢの実施動向を注視しつつ、リスク計測手法に係る承認事項の審査及び承認後のモニタリングなど、円滑な国内での運用を行う。 ・経済価値ベースのソルベンシー規制等について、IAIS（保険監督者国際機構）から公表された令和6年12月に最終化されたICS（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）や「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する残論点の方向性等について」の内容を踏まえ、法令等の改正案をパブリックコメントに付し、令和7年7月にその結果等を公表。引き続き関係者との対話等を行いつつ、令和8年3月末の新規制の円滑な導入に向けた準備を進めていく。 ・監督会計について、具体的な論点が明らかな課題について対応する。また、経済価値ベースのリスク管理との整合性や財務会計に関する見直しの動向等も踏まえつつ、そのあり方について検討を行う。
<p>③ 円滑な破綻処理のための態勢整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・システム上重要な金融機関における秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた取組について、金融機関の破綻処理準備態勢の更なる高度化を促すとともに、実効性を確保するためのモニタリングを継続する。FSBの報告書等やIMFのFSAP対日審査報告書において、破綻処理枠組みの実効性強化、特に当局間連携の強化の重要性が指摘されていることも踏まえ、危機時の当局間連携を強化するための中期的な取組を検討する。 ・名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構等の関係機関と連携し、名寄せデータの整備状況の確認を行う。

【担当部局名】

総合政策局

健全性基準室、検査監理官室、国際室

監督局

信用機構対応室、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、保険課、大手証券等モニタリング室

施策 I - 3

金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施(特にコロナ後を見据えた取組の実施)

<p>施策の概要</p>	<p>コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、金融機関が金融仲介機能を発揮し、経済・顧客企業等の成長・発展に貢献できるよう、事業者のニーズを深く理解して付加価値の高い支援・サービスを提供するために必要な制度・環境の整備を図るとともに、効率的・効果的な金融モニタリングを実施し、金融機関による持続可能なビジネスモデルの構築を促すなど、行政としても万全を期す。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>・我が国は、人口減少・少子高齢化という構造的な課題を抱えている。地域の事業者の多くにとって、人手・後継者不足は深刻である上、足元の原材料費や人件費の上昇も経営を圧迫している。デジタル化や設備更新による生産性向上や、事業承継による技術・顧客基盤の維持に取り組む事業者を、金融機関が後押ししていくことが、金融機関自身が収益基盤を強化し持続可能なビジネスモデルを確立するという観点からも重要である。</p> <p>【根拠】</p> <p>・2025 事務年度金融行政方針（令和7年8月29日）等</p>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<p>①[主要]金融機関による実情に応じた適切な事業者支援の促進（資金繰りや経営改善・事業転換・事業再生等について、事業者の実情に応じた適切な支援を促進、令和7年度）</p> <p>②[主要]事業の実態や将来性に着目した融資（事業性融資）の更なる推進（企業価値担保権の実装に向けた環境整備、経営者保証に依存しない融資慣行の確立、令和7年度）</p> <p>③[主要]ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進（金融仲介機能を発揮しつつ、同時にビジネスモデルの持続可能性を確保する方策について、金融機関と対話を実施、令和7年度）</p> <p>④金融機能強化法に基づく「資本参加制度」（「東日本大震災に関する特例」及び「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」含む、以下同じ）の適切な運用（「資本参加制度」、「資金交付制度」に係る申請を受けた場合には、「経営強化計画」・「実施計画」の適切な審査を実施、また同法等に基づき資本参加の決定・「実施計画」の認定を受けた金融機関に対しては、適時、計画の履行状況のフォローアップを実施し、履行状況報告書を半期ごとに公表、令和7年度）</p> <p>⑤貸出態度判断D.I.（前年同期（令和7年6月））の水準を維持、令</p>

	和7年度) ※日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報<内容・件数> ・法人向け規模別貸出残高(日本銀行「預金・現金・貸出金」) ・企業アンケート調査等による取引先金融機関に対する企業の評価に関する情報<内容>

主な事務事業の取組内容	
① 金融機関による実情に応じた適切な事業者支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域金融機関等が地域経済に貢献する力(=地域金融力)を発揮するための取組等を検討するとともに、関連施策をパッケージ化した「地域金融力強化プラン」を年内に策定し、着実に実施していく。 ・地域金融機関が国内外の市場の開拓や事業の発展に必要な様々な知見を有する内外・官民のプレイヤーと連携する中で、地域から全国や世界の市場に飛翔する企業を創出するための取組を検討・実施する。 ・地域の人々の暮らしに欠かせないサービスを提供し、雇用の場を提供し、地域社会を支える中小企業に対するきめ細やかな支援や、様々な地域資源を活かした地域活性化に向けた取組等が引き続き推進されるよう、地域金融機関との対話を強化する。 ・これまでも地域金融機関による地域活性化の取組は数多くの経験が積み重ねられており、今後、こうした取組事例を金融庁が取りまとめ、公表すること等を通じて、全国各地の金融機関が他の地域での取組を相互に学び合い、応用し、実践していくことを促す。 ・令和5事務年度に実施した重点的なヒアリング及び同ヒアリングのフォローアップ結果や令和6年4月より適用された改正監督指針等も踏まえつつ、金融機関における事業者支援の取組状況をフォローアップする。 ・金融機関が、顧客企業に対するコンサルティング機能の強化の一環として、M&A支援に積極的に取り組むことや、そのための体制整備を図ることを促す。 ・金融サービス利用者相談室で受け付けた相談のうち、相談者の同意を得られたものについては、引き続き金融機関に対して、速やかに事実関係を確認し、適切な対応を求めていく。 ・金融機関に対して、貸付条件の変更等の状況の報告を求め、その状況を公表する。 ・令和6年1月に改定した「事業再生ガイドライン」、令和5年11月に改定した「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」の活用促進のため、金融機関・支援機関等に周知活動を実施する。

- ・令和6年6月に創設した「事業再生情報ネットワーク」について、窓口に寄せられた再生可能性の高い中小企業の情報を金融庁等から関係省庁を通じて公租公課の徴収現場等に共有することで、事業者の公租公課の確実な納付と事業再生の両立を促す。
- ・「企業アンケート調査」について、地域金融機関の金融仲介の取組等に対する顧客評価を確認するため、必要に応じて、アンケート項目の検討・見直しを行った上で、調査を実施する。
- ・地域金融機関の現場職員が事業者の経営改善支援に着手する際に着目すべきポイントを業種ごとに整理した「業種別支援の着眼点」については、有識者や実務家の意見等も踏まえ、勉強会等を通じた普及促進に取り組む。
- ・「地域企業経営人材マッチング促進事業」について、地域経済活性化支援機構（REVIC）が整備した大企業人材と地域企業を地域金融機関の仲介でつなぐプラットフォーム「REVICareer（レビキャリ）」に登録される大企業人材の拡充をさらに進めるために、金融庁と経済産業省が連携し、これらの人材が在籍する大企業への普及啓発や、地方の中堅・中小企業で働く意欲を持つ大企業人材が集まるネットワークとの連携を進める。また、経営人材の不足等の課題を抱える地域の中堅・中小企業がレビキャリの有用性を感じてもらえるように、中堅・中小企業政策を担う行政機関や各種経済団体等のネットワークとも連携し、レビキャリの認知度の向上を図り、地域への新たな人の流れの創出と地域経済の活性化を後押しする。
- ・地域金融機関による経営改善・事業再生支援の取組を後押しするため、過去の事業者支援による経済的な効果を定量的に計測して「見える化」する研究を実施する。
- ・金融機関の投資専門子会社の投資対象拡充について、銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布・施行に向けた手続を進める。
- ・金融機関による投資促進については、引き続き、金融機関による投資専門子会社等を活用したファンドの組成、スタートアップへの投資等について、取組を促していく。
- ・金融機関共通の課題について「共同化」により、費用を抑制しつつ効率的・効果的な対応を可能とすることで、小規模な金融機関でも顧客支援など地域のための取組に注力できる環境を整備する。この観点から、例えば、マネロンやサイバーなど、高度な専門性も必要となる領域を念頭に、リスク管理や内部監査について複数金融機関が共同で対処することができないか検討するほか、複数金融機関による広範なシステムの共同利用を促進する。

② 事業者の持続的な成長を促す融資慣行の確立

- ・金融機関が保証契約締結時に事業者・保証人に対して保証契約の必要性等を個別具体的に説明した件数を把握する。

- ・金融機関の「経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の公表状況を把握し、有効な取組等は必要に応じて金融機関と共有する。
- ・「経営者保証ホットライン」に寄せられた事業者からの声等を踏まえ、必要に応じて、金融機関に対する特別ヒアリングを実施するなど、金融機関の取組状況をフォローする。
- ・令和6年10月適用の改正監督指針に基づき、金融機関が顧客企業の主たる株主等が変更になることを把握した場合、どうすれば経営者保証の解除の可能性が高まるか等を顧客企業に対し説明するよう、金融機関の取組を促していく。
- ・令和6年10月適用の改正監督指針に基づき、令和5年3月以前に締結した根保証契約の説明・記録の対応を徹底するよう、金融機関の取組を促していく。
- ・「経営者保証改革プログラム」や監督指針に基づく説明・記録が適切に実施されているかどうか、本部部署等において監査やモニタリングにより確認するよう、金融機関の取組を促していく。
- ・信用保証付融資に関する適切な説明の対応を徹底するよう、金融機関の取組を促していく。
- ・令和8年5月に導入される「企業価値担保権」については、企業価値担保権の制度の本旨に沿った質の高い取組を後押しし、企業価値担保権の実装に向けた環境整備を進めていく。
- ・スタートアップに対する新株予約権付融資の法的安定性を向上させ、その活用促進を図る観点から、全国銀行協会が設置した「新株予約権付融資に関する検討会」において検討を行う。
- ・融資を通じたスタートアップへの資金供給について、銀行等へのモニタリングの中で、ヒアリング等を通じ、スタートアップ向けの支援の状況についても、機動的に確認、フォローする。

③ ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進

- ・地域銀行グループが行うリスク性金融商品の組成・販売・管理等に関し、顧客本位の業務運営に関する論点に加え、リテールビジネスの経営戦略への位置付けや持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、引き続き、持株会社や地域銀行等との対話を実施していく。
- ・協同組織金融機関が会員・組合員間の相互扶助の理念の下、顧客のニーズに応じた支援を通じて地域課題の解決に貢献することで、自らも経営基盤を強化し、持続可能な経営の確立を図ることができているか、それぞれの規模や特性、地域の人口動向等といった経営環境を踏まえつつ、財務局とともに対話を進める。
- ・新規業務の許認可等に関して、相談の初期段階から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを実施するなど、効率的な監督業務に努め、地域金融機関による自主的な取組を後押ししていく。

- ・協同組織金融機関における中央機関については、対話を通じて、リスク管理の高度化や人材育成等の観点も含む、経営や業務のサポートといった役割の発揮にくわえ、協同組織金融機関間や他の支援機関等との結節点として、様々な事業者支援施策の推進など、協同組織金融機関による地域課題の解決・経営基盤の強化に資する取組への支援を進めることを促していく。
- ・地域金融機関が、安定的に地域金融力を発揮するための制度的な環境整備として、金融機能強化法の資本参加制度や資金交付制度の期限延長・拡充などを検討する。その際、資本参加先において極めて不適切な業務運営が長年にわたり続けられた事案も踏まえ、対象金融機関の適切な経営管理・業務運営の確保にも十分留意する。
- ・金融機能強化法に基づき、「資本参加制度」の申請を受けた場合は、「経営強化計画」について、金融仲介の取組方針・各種施策の実効性及び収益化の実現性の観点等から検証・評価する。また、同法に基づき、「資金交付制度」の活用申請を受けた場合は、「実施計画」について、同計画の実施による基盤的金融サービスの提供の維持に関する実現性の観点等から検証・評価する。
- ・金融機能強化法に基づき国が資本参加及び資金交付を行う金融機関については、金融仲介機能の十分な発揮を促進する観点から、将来を見据えた経営改革や経営基盤の強化、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を促すなど、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表する。

【担当部局名】

監督局

総務課、監督調査室、地域金融支援室、人材マッチング推進室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室、地域銀行モニタリング室

企画市場局

信用制度参事官室

総合政策局

総合政策課、リスク分析総括課

基本政策Ⅱ	利用者の保護と利用者利便の向上
施策Ⅱ-1	利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
施策Ⅱ-2	利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

施策Ⅱ-1

利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

<p>施策の概要</p>	<p>国民の安定的な資産形成を促進するよう、金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組や、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組などを行うとともに、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるよう取組を行う。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>国民の安定的な資産形成を促進し、また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、家計及び金融機関に対する取組を推進する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号） ・金融経済教育研究会報告書（平成 25 年 4 月 30 日公表） ・消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成 25 年 6 月 28 日閣議決定） ・金融・資本市場活性化に向けての提言（平成 25 年 12 月 13 日公表） ・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（平成 26 年 6 月 12 日公表） ・消費者基本計画（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定） ・未来への投資を実現する経済対策（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定） ・金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成 28 年金融庁告示第 3 号） ・高齢社会対策大綱（平成 30 年 2 月 16 日閣議決定） ・未来投資戦略 2018—「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革—（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定） ・「高齢社会における金融サービスのあり方」（中間的なとりまとめ）（平成 30 年 7 月 3 日） ・認知症施策推進大綱（令和元年 6 月 18 日） ・金融審議会市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けて—（令和 2 年 8 月 5 日） ・資産所得倍増プラン（令和 4 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議） ・金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 「顧客本位タスクフ

	<p>オース」中間報告（令和4年12月9日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定） ・資産運用立国実現プラン（令和5年12月13日） ・国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和6年3月15日） ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告書—プロダクトガバナンスの確立等に向けて—（令和6年7月2日） ・「顧客本位の業務運営に関する原則」（改訂版）（令和6年9月26日） ・国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（令和6年11月22日） ・対日直接投資促進プログラム2025（令和7年6月2日対日直接投資推進会議決定） ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）（令和7年6月6日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定） ・経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日） ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日） ・データ利活用制度の在り方に関する基本方針（令和7年6月13日） ・2025事務年度金融行政方針（令和7年8月29日）
<p>測定指標 （目標値・達成時期）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①[主要]NISA口座の開設数（3,400万口座、令和9年度） ②[主要]NISAの普及等を通じた国民の安定的な資産形成（①NISA制度の普及・活用促進に向けた官民連携による積極的な広報展開、令和7年度）②「NISA対象商品の拡充を含む制度の充実」等に係る税制改正要望提出、令和7年度） ③[主要]金融経済教育の充実（令和7年度） ④[主要]金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況（金融事業者による取組の「見える化」の促進に向けた各種施策の実践、令和7年度） ⑤利用者の利便を向上させるための取組状況（①障がい者等の利便性向上に向けた取組の実施（各金融機関に対するアンケート調査の公表等、令和7年度）、②後見制度支援預貯金等の導入状況調査の公表、令和7年度、③外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する、令和7年度） ⑥損害保険を活用した企業のリスクマネジメントの促進（令和7年度）

	⑦保険プロテクションギャップに関する国際会議（G20 等）への参加状況（令和7年度）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択した上で、取組方針や取組状況等を策定・公表し、「金融事業者リスト」に掲載された金融事業者数 ・つみたてNISA、一般NISA及びジュニアNISAの口座数

主な事務事業の取組内容	
①	<p>NISAの普及等を通じた国民の安定的な資産形成の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国各地での大規模イベントやセミナーの実施等、積極的な周知・広報を引き続き実施していく。 ・NISA推進・連絡協議会等を活用しつつ、市場変動時も含め販売金融機関に顧客へのフォローアップ等を促し、その状況をモニタリングする。 ・全世代の国民がそれぞれのライフステージにあった資産形成を行えるように、NISAについて、対象商品の多様化等、充実に向けた検討を行う。 ・確定拠出年金について、手続の簡素化・コストの低減等につながるよう、関係省庁との議論・検討に積極的に参画する。
②	<p>金融経済教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場における金融経済教育を広める観点から、金融経済教育機構の講師派遣等の認知度向上に向けた取組を支援する。 ・詐欺被害対策等、金融経済教育推進機構における教育内容の充実を促す。 ・次期学習指導要領における金融経済教育に関する記載の拡充を文部科学省と検討する。 ・金融経済教育推進機構の個別相談での活用も念頭に、個人が自身の金融資産・キャッシュフロー等の状況を把握し、ライフプランの設計・点検を容易に行えるための環境整備を図る。
③	<p>顧客本位の業務運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売会社等において、PDCAサイクルを通じ、経営理念等を出発点として、「リテールビジネス戦略」・「取組方針」・リソース配分・業績評価体系等の一連の枠組みが全て整合的に策定されるとともに、顧客本位の業務運営を実践する態勢等が自律的に改善・高度化する仕組が構築されるよう慫慂していく。 ・資産運用会社等における適切なプロダクトガバナンスを確立すべく、「顧客本位の業務運営に関する原則」（令和6年改訂）を踏まえた各社の対応状況や、金融商品を購入した顧客属性を検証するための製販間の情報連携の枠組みに基づく各社の取組状況についてフォローする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ファンドラップに関し、販売会社における導入時・導入後のプロダクトガバナンス態勢、販売・管理態勢を検証する。 ・「金融事業者リスト」及び「投資信託及び外貨建保険の共通 KPI に関する分析結果」を公表する（令和 7 年 9 月、令和 8 年 3 月予定）。 ・各金融機関が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく「取組方針」等に関し、営業現場への浸透状況や実践状況等の観点から、金融機関と対話を行う。 ・外貨建保険の販売等については、直近の苦情発生状況等を注視しつつ、生命保険会社等を対象に、中長期において顧客の最善利益を追求する観点からのアフターフォローなど、顧客本位の取組みの進捗状況について確認する。 ・各種雑誌への寄稿や業界団体等での講演等を通じて、金融機関における顧客本位の業務運営の確保に資する情報を広く発信する。
<p>④ 顧客に寄り添った金融サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に対するアンケート調査を実施し取組状況を把握した上で、障がい者が安全で利便性の高い金融サービスを利用できるよう、障がい者に配慮した施設等の整備、研修等を通じた現場職員による対応の徹底、電話リレーサービスを用いた連絡への対応、窓口やウェブサイトでの障がい者向けのサービスの提供内容の表示・周知を促す。 ・障がい者団体、金融機関関係団体との意見交換会の開催を通じ、障がい者の利便性向上に向けた取組に関する議論を深めていく。 ・成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託の導入を引き続き促していく。 ・認知判断能力が低下した顧客の取引を親族等が代理する場合における対応等について、顧客利便の向上を図りつつ、対応に伴う顧客及び関係者との間でのトラブルを未然に防止する観点から、後見制度支援預貯金等の導入状況調査の結果も踏まえて、金融機関等との対話を行い、更なる取組を支援していく。 ・金融機関及び受入れ企業等に対して、外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットも活用しながら、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上及びマネロンや口座売買等の犯罪への関与の防止等に係る周知活動を実施する。 ・銀行口座開設手続の迅速化・円滑化を図る観点から、金融・資産運用特区において実証的に、海外からのビジネス進出を志向する外国人を支援するため、地方公共団体・金融機関による支援ネットワーク（地方公共団体と銀行の連携強化、地方公共団体による伴走型支援等）の運用を 4 地域（北海道・札幌市、東京都、大阪府・大阪市、福岡県・福岡市）において開始したところ、4 地域の運用状況を検証するとともに、対象自治体の拡大等を検討する。

- 損害保険を活用したリスクマネジメントを企業に促すにあたり、関係省庁とも連携し、企業と損害保険会社との間での具体的ニーズやリスク管理の知見に係るコミュニケーションを促し、関係者間での共通理解の醸成に取り組む。
- 自然災害の激甚化が進む中で、既存の保険では十分にリスクがカバーされない保険プロテクションギャップの課題に関し、G20等における国際的な議論を牽引していく。

【担当部局名】

総合政策局

総合政策課、リスク分析総括課コンダクト監理官室、国際室

企画市場局

市場課

監督局

監督調査室、総務課、銀行第一課、保険課、証券課、資産運用課

施策Ⅱ-2

利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

<p>施策の概要</p>	<p>金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図る。</p> <p>また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融サービスの利用者の保護が図られること</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る必要がある。</p> <p>また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢が確立されることが重要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行うとともに、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業法の目的規定、各監督指針等 ・多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定） ・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（平成27年3月24日） ・顧客本位の業務運営に関する原則（改訂版）（令和6年9月26日） ・ギャンブル等依存症対策推進基本計画（令和7年3月21日閣議決定） ・国民を詐欺から守るための総合対策（令和6年6月18日、令和7年4月22日犯罪対策閣僚会議決定） ・2025事務年度金融行政方針（令和7年8月29日）
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<p>①[主要]保険会社等における更なる態勢整備（保険業の信頼の回復と健全な発展に向けて、政府令の整備や監督指針等の改正を進め、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、令和7年度）</p> <p>②[主要]金融商品取引業者等における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するととも</p>

	<p>に自主規制機関等と連携しつつ、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、令和7年度)</p> <p>③[主要]前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備（前払式支払手段発行者及び資金移動業者のビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、更なる態勢整備が図られるよう指導・監督を行う、令和7年度)</p> <p>④[主要]無登録業者等に対する適切な対応（無登録業者による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起等や、個別の無登録業者等への適切な対応を行う、令和7年度)</p> <p>⑤相談室相談員の研修受講状況（5回、令和7年度)</p> <p>⑥金融トラブル連絡調整協議会の開催状況（2回、令和7年度)</p> <p>⑦多重債務相談窓口の周知・広報の活動状況（多様な手段により効果的に周知・広報活動を行う、令和7年度)</p> <p>⑧財務局における管内自治体の相談員等向け研修の実施（各財務局において実施、令和7年度)</p> <p>⑨ギャンブル等依存症対策の観点からの多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組の状況（連携強化に向けた取組を行う、令和7年度)</p> <p>⑩インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況（インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組を促すよう指導・監督を行う、令和7年度)</p> <p>⑪不正利用口座等への対応状況（金融機関において利用停止等の措置を実施、令和7年度)</p> <p>⑫暗号資産交換業者及び電子決済手段等取引業者における態勢整備（暗号資産交換業者等のビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等について、モニタリングを継続的に実施するとともに、検査・監督やサイバー演習等を通じて、サイバーセキュリティ水準の向上を促す、令和7年度)</p> <p>⑬金融犯罪対策の推進（金融犯罪対策に関する関係機関等との情報連携を強化し、同対策を強く推進する、令和7年度)</p>
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況<受付件数等> ・無届募集等の件数 ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数 ・財務局及び地方自治体における多重債務相談件数 ・金融機関への預金口座の不正利用に係る情報提供件数 ・インターネットバンキングによる不正送金被害発生等の状況<件

	<p>数・金額＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への被害回復分配金の支払状況＜金額＞ <p>※預金保険機構公表資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺被害発生状況・被害額＜件数・金額＞ <p>※警察庁公表資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無登録業者等に係る裁判所への申立て件数
--	---

主な事務事業の取組内容

<p>① 金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金不正請求事案、保険料調整行為事案及び情報漏えい事案に関する業務改善命令に基づき各社が提出した業務改善計画について、抜本的な改善対応が適切に実施されるよう、フォローアップを継続する。 ・2025年5月に成立した改正保険業法の施行に向け、政府令等の整備を進める。また、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」や「損害保険等に関する制度等ワーキング・グループ」の報告書等を踏まえ、顧客本位の業務運営を徹底し、保険市場における健全な競争環境の構築を実現するため、以下の点について、監督指針の改正を進めるとともに、業界ガイドラインの策定・改正等の状況を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 保険会社による代理店に対する指導等の実効性の確保 ② 代理店手数料の算出方法の適正化 ③ 保険会社による自社商品の優先的な取り扱いを誘引する便宜供与の解消 ④ 保険会社から保険代理店への不適切な出向の防止 ⑤ 乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保 ⑥ 共同保険のビジネス慣行の適正化 ⑦ 保険仲立人の活用促進 ⑧ 企業内代理店に関する規制の再構築等 ・保険本来の趣旨を逸脱するような商品開発や募集活動を防止する観点から、引き続き、国税庁と意見交換会等を通して連携を図っていく。 ・保険代理店ヒアリングの実施や個別の監督事例の共有等を通じて、財務局との連携を一層強化しつつ、保険代理店に対する監督を行っていく。 ・保険会社及び保険代理店等において、改正保険業法等を踏まえた適切な業務運営がなされるよう、金融庁及び財務局の監督体制を強化していく。 ・代理店業務品質評価検討ワーキング・グループへのオブザーバー参加等を通じて、生命保険協会の代理店業務品質評価に関する運営の動向を注視しつつ、同ワーキング・グループでの議論を踏まえ、各生命保険
---	---

会社に対して代理店管理の高度化に向けた取組を促していく。

- ・営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢に関し、発見された課題について、生命保険協会における継続的なフォローアップや各社の取組状況を通じて、確認していく。
- ・金融商品取引業者等については、金融商品の組成・販売勧誘態勢等について、法令や自主規制規則等に則っているかモニタリングを行うとともに、顧客本位の業務運営の取組を深化させるための不断の取組が行われるよう促す。くわえて、不公正取引等の検知・防止のための態勢や情報管理態勢の整備も含め、実効性のあるコンプライアンス態勢や、内部管理態勢が構築されているかモニタリングを行う。
- ・貸金業者については、財務局及び都道府県と連携しつつ、貸金業法等関連法令に基づき適切に登録制度を運用するとともに、業務規制等を踏まえたモニタリング（若年者貸付けに係るモニタリングを含む。）を適切に実施する。
- ・資金移動業者については、登録審査及び業務実施計画の認可審査における手続きの迅速化に取り組むとともに、法令・事務ガイドラインに基づく態勢整備の状況についてモニタリングを行う。また、前払式支払手段発行者については、電子移転可能型前払式支払手段の発行者に求める不正利用防止措置等や高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者に求める取引時確認・マネロンリスク管理態勢等を踏まえ、法令・事務ガイドラインに基づく態勢整備の状況についてモニタリングを行う。一部の決済サービスは、国民生活のインフラへと成長しつつあることから、ビジネスモデルや国民の期待に応じたリスク管理態勢の整備を求めていく。
- ・電子決済等代行業者については、登録審査を適切に行うとともに、システム障害発生時の対応状況の検証等を通じ利用者保護やシステムの安定性を図る。また、自主規制機関とも連携し、業界内における課題を把握する。
- ・金融サービス仲介業者については、登録審査において、ビジネスモデルに応じた法令等遵守や適切な業務運営を確保するための管理態勢について適切に審査を実施する。また、自主規制機関とも連携の上、金融サービス仲介業者に対する登録審査及びモニタリングを適切に実施する。
- ・暗号資産交換業者及び電子決済手段等取引業者については、ビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等について、継続的にモニタリングを実施するとともに、サイバーセキュリティ水準の向上を促す。

② 利用者保護のための制度・環境整備

- ・無登録で金融商品取引業を行う者に対する照会書及び警告書の発出や裁判所への禁止又は停止命令の申立てを行うとともに、無登録で金融

商品取引業を行っている疑いがある者に対する問い合わせ等も通じて、積極的に実態把握を行う。無届で有価証券の募集等を行う者についても、上記に準じた対応を行う。

- ・無登録で金融商品取引業を行う者の情報や詐欺的な投資勧誘を含む無登録業者で金融商品取引業を行う者との取引の危険性について、SNS 等も活用しつつ、投資者等に広く周知及び注意喚起を行う。
- ・利用者が無登録業者との取引を行わないよう、金融商品取引業等の登録の有無を利用者が容易に検索できる機能を開発・運用する。
- ・無登録で金融商品取引業を行う者等による SNS 型投資詐欺等が多数発生している状況を踏まえ、関係機関との連携を強化して対応しつつ、SNS 上の、金融商品取引法に違反する可能性がある偽広告等に関し、情報受付窓口へ寄せられた情報をもとに、当該広告等の削除につなげるなど、引き続き SNS 事業者等と連携し対応を実施する。
- ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行う。また、令和 4 年 9 月に導入した電話受付時間外での質問等への対応ができるサービス（AI チャットボット）の利便性の向上を図る。さらに、研修を充実させることなどで、相談員の相談対応水準の向上を図り、相談態勢の充実を推進する。
- ・「金融トラブル連絡調整協議会」（指定紛争解決機関（以下「指定機関」という。）、学識経験者・消費者団体及び弁護士等によって構成）等の枠組みも利用しつつ、関係諸機関及び金融機関の監督部局とも連携の上、トラブルを抱えた利用者が指定機関等にアクセスしやすい環境整備を実施するなど、利用者利便に一層資する取組を促す。
- ・指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図る。また、金融 ADR 連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を活用し、指定機関間の連携強化に取り組む。
- ・多重債務相談の主要な担い手である地方自治体の主体的な取組を促すとともに、相談者が各自治体などの多重債務相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報を実施する。
- ・財務局の多重債務相談窓口における直接相談の受付、各局における管内自治体の相談員等向けの研修の実施等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップする。
- ・ギャンブル等依存症対策の観点から、多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組を進める。
- ・貸金業の利用者についての実態把握を行う。
- ・返済能力を超えた過大な債務を負うことがないように、SNS 等を通じ、過

剩借入・ヤミ金融に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

- ・ SNS 等を利用した個人間融資などのヤミ金融の手口について、政府広報の活用や関係機関との連携を通じ、広く一般への注意喚起等を行うとともに、ヤミ金融業者に対し警察当局との連携により厳正に対処する。
- ・ 前払式支払手段等の電子マネーを利用した特殊詐欺被害の増加がみられるところ、被害防止に向けて、自主規制団体である一般社団法人日本資金決済業協会と協力をしながら広報・啓発活動を強化する。
- ・ 前払式支払手段等の電子マネーについて前払式支払手段発行者と連携し、詐取された電子マネーの利用を速やかに発見するためのモニタリングを強化し、発見した場合に当該電子マネーの利用を停止するための措置を講ずる等の対策について、前払式支払手段発行者と連携し検討する。
- ・ 暗号資産交換業者及び電子決済手段等取引業者については、無登録事業者に関する利用者相談が引き続き寄せられていることを踏まえ、無登録事業者に対し厳正に対応する。加えて、令和 6 年 5 月に発生した暗号資産交換業者による利用者財産の不正流出事案を踏まえ、利用者保護の観点から、自主規制機関との連携も含め、各事業者の暗号資産等の管理に係るセキュリティの高度化を促す。
- ・ 法人名義の口座を含む預貯金口座等の不正利用防止対策を強化するため、関係省庁や金融業界と緊密に連携し、インターネットバンキングに係る対策強化や、預貯金口座の不正利用に係る検知能力の強化、預金取扱金融機関間における不正利用口座に係る情報共有に向けた枠組みの構築など、不正利用防止の措置等を行う取組を推進する。また、金融機関に対し、こうした不正送金・利用被害の実態を踏まえた対策に加え、顧客へのセキュリティ対策に係る情報提供や広報・啓発といった取組を促すとともに、モニタリングの強化を図っていく。
- ・ 金融機関に対し、振り込め詐欺等の特殊詐欺等による被害の未然防止策の更なる実施や実効性の検証に努めるよう促す。また、被害の迅速な回復のため、「振り込め詐欺救済法」に沿った被害者救済対応を的確に行っているか確認する。
- ・ 第三者による不正取引の被害発生を踏まえ、インターネット取引サービスにおけるログイン時の認証強化等を求めるため、金融商品取引業者等向けの監督指針を改正し、改正後は対応の進捗状況について重点的にモニタリングを行う。

【担当部局名】

監督局

監督調査室、銀行第一課、保険課、証券課

企画市場局

調査室、信用制度参事官室、保険企画室、企業開示課

総合政策局

リスク分析総括課、暗号資産・ブロックチェーン・イノベーション参事官室、資金決済参事官室、貸金業室、ADR 室、金融サービス利用者相談室、金融犯罪対策室

証券取引等監視委員会事務局

証券検査課、開示検査課

基本政策Ⅲ	市場の公正性・透明性と市場の活力の向上
施策Ⅲ-1	世界に開かれた市場としての機能 発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
施策Ⅲ-2	企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施
施策Ⅲ-3	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

施策Ⅲ-1

世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

<p>施策の概要</p>	<p>市場機能の強化、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築、市場の公正性・透明性の確保のための制度・環境整備として、資金調達にかかる利便性の向上等の環境を整備するための取組を行う。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>「資産運用立国」の基盤となる、インベストメント・チェーン（投資を通じた価値創造の連鎖）を強固にし、企業・経済の持続的な成長と国民の安定的な資産形成に貢献する。</p> <p>そのために、コーポレートガバナンス改革や、資産運用サービスの高度化、アセットオーナーの機能向上など、インベストメント・チェーンを構成する各主体に対する働きかけをより一層効果的なものとするとともに、日本市場の魅力等に関する海外向け情報発信を充実させる。</p> <p>また、市場を通じたスタートアップ企業等への成長資金・リスクマネー供給の強化のため、プロの投資家等による非上場株式のプライマリー市場、セカンダリー市場双方の取引の促進に取り組む。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」(令和3年6月11日再改訂) ・「投資家と企業の対話ガイドライン」(令和3年6月11日改訂) ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告(令和4年6月13日、令和4年12月27日) ・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針(令和7年10月1日改訂) ・「スタートアップ育成5か年計画」(令和4年11月28日) ・「資産運用立国実現プラン」(令和5年12月13日) ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース」報告書(令和5年12月12日) ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告書—プロダクトガバナンスの確立等に向けて—(令和6年7月2日) ・「アセットオーナー・プリンシプル」(令和6年8月28日) ・経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～(令和5年6月16日閣議決定)

	<ul style="list-style-type: none"> ・「経済財政運営と改革の基本方針 2025 ～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」(令和7年6月13日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和5年6月16日閣議決定) ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」(令和7年6月13日閣議決定) ・「規制改革実施計画」(令和7年6月13日閣議決定) ・「2025 事務年度金融行政方針」(令和7年8月29日) ・『「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」(令和7年6月26日第三次改訂) ・コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム 2025(令和7年6月30日)
<p style="text-align: center;">測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<p>①[主要]コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた取組の状況 (企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム 2025」を踏まえた取組を進める。令和7年度)</p> <p>② [主要] 資産運用サービスの高度化、アセットオーナーの機能向上に向けた施策の取組状況(大手金融機関グループのプランのフォローアップ、新興運用業者促進プログラム(日本版 EMP)の実施など、令和7年度)</p> <p>③[主要]「拠点開設サポートオフィス」で受け付けた相談への対応状況(内容・ニーズに応じた的確に対応、令和7年度)</p> <p>④国内外金融事業者等に対するプロモーション活動等の取組状況(資産運用立国及び国際金融センターの実現に向けた施策の情報発信を行う、令和7年度)</p> <p>⑤市場機能強化に向けての施策の取組状況(市場を通じた企業への成長資金・リスクマネー供給の強化に向けた施策の実施など、令和7年度)</p> <p>⑥清算・振替機関等を含む市場インフラにおける財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組の状況(清算・振替機関等を含む市場インフラに対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促す、令和7年度)</p> <p>⑦金融指標の頑健性・信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組の状況(特定金融指標である TIBOR 及び TORF の頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協 TIBOR 運営機関及び QUICK ベンチマークによる取組のフォローアップなど、令和7年度)</p>

参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・指名・報酬委員会（任意の委員会を含む）の設置状況（東京証券取引所プライム市場） ・独立社外取締役を3分の1以上選任している企業数（東京証券取引所プライム市場） ・中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標・状況を開示している企業数（東京証券取引所プライム市場） ・スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関数及び個別の議決権行使結果の公表を行う機関数（年金基金等を除く）
------	--

主な事務事業の取組内容	
①	<p>コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム2025」（令和7年6月公表）を踏まえ、企業と投資家との間での緊張感ある信頼関係に基づく対話を促進するため、コーポレートガバナンス・コードの改訂に向けた検討を行うとともに、投資家への適切な情報提供の後、十分な期間において株主総会が開催され、質の高い議論が行われるよう、関係省庁と連携して制度面の課題も検討する。 ・資産運用会社やアセットオーナーに対して、スチュワードシップ責任に関する活動の実質化に向けた取組を促す。 ・有価証券報告書におけるコーポレート・ガバナンスに関する開示について、「記述情報の開示の好事例集」において株式の保有状況に関する開示の好事例を取りまとめるとともに、有価証券報告書レビューにおける審査結果等を取りまとめ、公表する。
②	<p>資産運用立国及び国際金融センターの実現に向けた新規参入の促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「拠点開設サポートオフィス」において、登録手続に付随するプロセス（登録後の監督含む）の英語によるワンストップ対応を継続する。さらに、令和7年4月に札幌、大阪に設置した地方支部（当面は東京からのリモート運用中心）の本格運用を開始し、海外金融事業者による、東京以外の金融・資産運用特区も含めた日本への新規参入を促進する。 ・日本への新規参入を目指す海外金融事業者に対し、「金融創業支援ネットワーク（モデル事業）」による創業支援を実施する。その際に、外国人のニーズや行政面の課題を把握し、支援内容等の改善や効率化につなげる。 ・資産運用立国及び国際金融センターの実現に向けた施策や日本市場の魅力に関する認知向上を図るため、対外情報発信を充実させる。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 国内外金融事業者や投資家等とのコミュニケーション強化のためのイベントを集中して開催する Japan Weeks を、官民で協力し、令和7年10月に実施する。加えて、海外プロモーションイベントに参加し、

	<p>海外投資家等へ情報発信を行う。</p> <p>(2) 金融・資産運用特区4地域（北海道・東京・大阪・福岡）への金融・資産運用業者の新規参入を促進すべく、4地域と連携して金融・資産運用特区の認知向上のためのプロモーション施策を実施し、日本市場の魅力の積極的な発信や関係者間の対話を充実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用会社が販売会社と投資信託の情報をやりとりする公販ネットワークについて、関係者と連携しつつ、システムベンダーに対し、令和7年度内を目途に互換性を確保するよう促す。 ・AI 翻訳サービスの活用を進め、金融庁からの英語発信量の拡大を促進する。 ・Japan Weeks に向け、関係省庁と連携し、資産運用立国に関する取組の成果を検証し、施策の追加や改善に向けた検討を行う。
<p>③ 資産運用サービスの高度化、アセットオーナーの機能向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資産運用会社や信託銀行、生命保険会社等のサービスの提供者を横断的にモニタリングし、その結果を取りまとめて公表する。 ・2026年4月に予定されている日本投資顧問業協会と投資信託協会の統合を着実に進め、資産運用立国の実現に向けた業界の健全な発展を後押しする。 ・大手金融機関グループにおいて、資産運用ビジネスの経営戦略上の位置付けを明確にし、運用力向上やガバナンス改善・体制強化を図るためのプランを策定・公表しており、今後、各社の取組をフォローアップするとともに、各社に継続的な取組の深化を求める。 ・プロダクトガバナンスの実効性を高める観点から、金融商品を購入した顧客属性を検証するための組成会社と販売会社間の情報連携の枠組みに基づく、各社の取組状況をフォローアップする。 ・投資運用業に係るミドル・バックオフィス業務（法令遵守・計理）を外部委託できる「投資運用関係業務受託業」の登録を円滑に進める。 ・新興運用業者促進プログラム（日本版 EMP）について、金融機関グループ等における取組事例の把握を継続し、必要に応じて取組事例の更新を行うとともに、金融機関グループ等による新興運用業者の積極的な活用を推進する。また、アセットオーナー・プリンシプルを踏まえ、アセットオーナーにおける EMP に関する取組状況について内閣官房等を通じて把握する。 ・令和6年10月に立ち上げられた「資産運用フォーラム」において、資産運用業界の更なる改革に向けた議論等に貢献することで、国内外資産運用会社とのコミュニケーションを強化する。また、令和7年10月に策定されるステートメント等の内容も踏まえながら、更なる資産運用立国の推進に向けた課題等を資産運用業界等と議論する。 ・アセットオーナーの運用やガバナンス、リスク管理に係る共通原則である「アセットオーナー・プリンシプル」について、関係省庁と緊密に連

	携して、その受入れをアセットオーナーに働きかけていく。
④ 市場の機能強化に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年に策定・公表された「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」について、より一層投資家とベンチャーキャピタル運営者の間の対話に活用されるよう、フォローアップを行う。 ・スタートアップへの資金供給を支える各プレイヤーの間で、目指すべきエコシステムの方向性について認識共有を図る。 ・「プロ投資家」の範囲を定める特定投資家制度について、日本証券業協会と連携して必要な見直しを検討する。 ・証券会社による非上場株式の勧誘が原則禁止されている自主規制規則について、投資家保護に留意しつつ、市場関係者のニーズ等を踏まえ、原則勧誘禁止から一定の取引制度（投資者保護を考慮して制度設計された取引制度）に基づき勧誘・取引を行う規制体系へ転換する方向で、日本証券業協会において必要な見直しを検討する。 ・投資信託等を通じた非上場株式投資を活性化するため、投資信託協会の自主規制規則の緩和や、非流動性資産への投資に特化した新たな投資信託の組成・販売の枠組等を検討する。 ・投資者保護に留意しつつ、スタートアップ企業等が資金調達を行う際の情報開示に係る負担を軽減する観点も踏まえ、有価証券届出書の届出免除基準の見直しについて検討する。 ・非上場会社等における株式報酬に係る開示制度の見直しについて検討する。 ・「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」やサステナブルファイナンス有識者会議における議論を通じて得られた示唆を踏まえて、サステナビリティ投資を選好する投資家における認知・理解の向上や、サステナビリティ投資商品の組成・提供に関する更なる取組が進むよう、関係者との意見交換を通じて取組状況をフォローしていく。 ・銀証ファイアーウォール規制について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版」を踏まえ、関係部署との連携を図りつつ、引き続き検討を行う。 ・東京証券取引所と連携しつつ、スタートアップ企業等が上場する同取引所の「グロース市場」の上場前後の企業への支援を充実させることで、より早く、より大きな成長が実現できる環境を整える。具体的には、上場会社が成長の実現に向けて参考にすべきガイダンスの策定や、上場会社と機関投資家との接点づくりといった同取引所における取組についてフォローしていく。 ・株式決済期間のT+1化について、海外市場の動向を注視しながら、市場関係者と連携し、引き続き実務的な検討を進める。
⑤ 市場の安定性等確保に向けた監督の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・市場インフラにおける財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢

	<p>整備、及び市場の利便性を向上するための取組状況をフォローする。その際、関係者の意見を反映するための協議を行う仕組みが機能するよう注視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理グループ会合や監督カレッジへの参加等を通じて、外国清算機関の母国当局と一層の連携強化を図る。 ・取引情報報告制度の報告項目の拡充について、適正に報告が行われるよう、各金融機関の対応をサポートするとともに、当庁の取引情報報告・蓄積システムの整備を実施する。
<p>⑥ 金融指標の頑健性・信頼性・透明性の維持・向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・TORF について、QUICK ベンチマークス社による TORF の頑健性・信頼性・透明性向上に向けた施策の検討等の取組を引き続きフォローアップする。 ・TIBOR についても、頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協 TIBOR 運営機関による取組を引き続きフォローアップする。 ・TIBOR 及び TORF の欧州域内利用に関して、欧州委員会との間で、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を継続する。

【担当部局名】

企画市場局

市場課、企業開示課

総合政策局

総合政策課

監督局

銀行第一課、証券課、資産運用課

施策Ⅲ-2

企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施

<p>施策の概要</p>	<p>企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた制度・環境整備を図るとともに、適正な情報開示、会計監査の確保のためのモニタリングを実施する。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進していくことが重要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業会計審議会「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（平成25年6月19日） ・「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（平成28年3月8日、令和3年11月12日） ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（平成30年6月28日、令和4年6月13日、令和4年12月27日） ・企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」（平成30年7月5日） ・企業会計審議会「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」（令和3年11月19日） ・「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定） ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」（令和7年6月13日閣議決定） ・金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理（令和7年7月17日） ・2025事務年度金融行政方針（令和7年8月29日）
<p>測定指標 （目標値・達成時期）</p>	<p>① [主要] 企業情報の開示の充実に向け、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月28日、4年6月13日、4年12月27日）、「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理（7年7月17日）を踏まえた取組の促進（企業情報の開示の充実に向けた取組の促進（サステナビリティ情報を含む）、令和7年度）</p>

	<p>②金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況（ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施、令和7年度）</p> <p>③〔主要〕我が国において使用される会計基準の品質向上（IFRSの任意適用企業の拡大促進、令和7年度）</p> <p>④〔主要〕適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施状況（会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組を実施、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）への積極的貢献及び海外監査監督当局との連携強化、令和7年度）</p> <p>⑤〔主要〕公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況（公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施、令和7年度）</p> <p>⑥優秀な会計人材確保に向けた状況（優秀な会計人材確保に向けた取組を実施、令和7年度）</p> <p>⑦有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の稼働率（99.9%以上、令和7年度。なお、システム保守のための停止期間は稼働率の計算に含めない。）</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・課徴金納付命令の実績＜内容・件数＞ ・開示書類の提出会社数（内国会社） ・有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数 ・EDINETのアクセス件数（API経由のアクセス件数を含む） ・IFRSの任意適用企業数及びその時価総額の割合 ・公認会計士等に対する行政処分の実施状況＜内容・件数＞ ・監査法人等に対する検査及び勧告の実施状況＜件数＞ ・上場会社等監査人登録事務所数 ・公認会計士試験の出願者数

主な事務事業の取組内容	
①	<p>企業による情報開示の質の向上に向けた取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の負担とのバランスにも配慮しつつ、一定の上場企業に対し、サステナビリティ情報の開示を求めるための制度整備を進める。 ・企業に対し、企業戦略と関連付けた人材戦略やそれを踏まえた給与・報酬の考え方等の開示を求めること等について検討する。 ・ISSBのサステナビリティ開示基準設定に対し、SSBJ等の関係者と連携しながら、国際的な議論への参画や意見発信などの取組を進める。具体的には、人的資本に関するISSBのリサーチプロジェクトについて、投資家のニーズを充足した基準開発に貢献すべく、国内の関係者と連携しながら、国際的な議論への参画や意見発信等を進める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・また、IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスの活動についても、国内関係者と連携して引き続きサポートを行う。 ・サステナビリティ情報に対する第三者による保証について、国際基準を開発している国際監査・保証基準審議会（IAASB）及び国際会計士倫理基準審議会（IESBA）に対して、我が国関係者と連携して意見発信を行う。また、サステナビリティ情報に対する保証のあり方等について検討を進め、結論を取りまとめる。 ・有価証券報告書におけるコーポレートガバナンス及びサステナビリティ開示等の好事例及び有価証券報告書レビューの審査結果等を取りまとめて公表する。あわせて、企業等に対する開示充実のためのセミナー等に参加し、取組の発信を行う。
②	<p>金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令及び「企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）」等に基づき、適正な情報開示を確保するとともに行政対応の透明性・予測可能性の向上に努める。 ・有価証券届出書等の発行開示書類については、記載内容の適正性が確保されるよう、開示ガイドライン等を使用し、各財務局等を通じた記載内容等に関する事前相談や受理時における審査等を行う。 ・有価証券報告書等の継続開示書類については、有価証券報告書レビューを通じ、記載内容の適正性の確保に努める。 ・公開買付制度や大量保有報告制度に係る開示書類については、法令等に基づく適切な記載内容の審査等、制度の適正な運用を行う。 ・有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用する。
③	<p>EDINET の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サステナビリティ情報の開示を求めるための制度整備に対応するため、EDINET タクソノミの改修に向けた調達手続きに取り組む。 ・大量保有報告書及び公開買付届出書の見直しに関する制度改正に伴う EDINET のシステム改修に取り組む。
④	<p>我が国において使用される会計基準の品質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国において使用される会計基準の品質向上を図るため、引き続き日本基準の高品質化に取り組む。 ・国際会計基準審議会（IASB）における国際会計基準（IFRS）の基準開発プロジェクトに関して、我が国の考え方を IFRS に反映する等の取組を行う。また、国内においては、IFRS の任意適用企業の拡大を促進する。 ・のれんの会計基準のあり方の検討については、財務会計基準機構において多様な関係者による深度ある丁寧な議論が行われるようフォローする。
⑤	<p>適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施</p>

- ・企業会計審議会総会の議論を踏まえ、監査部会において、国際監査基準の改訂を踏まえた対応について審議していくため、我が国の監査基準等への影響についてさらなる分析を進める。
- ・上場会社等監査については、日本公認会計士協会と連携し、監査の担い手全体の品質向上に取り組み、改正公認会計士法（5年4月施行）により導入された上場会社等の監査に係る登録制度の実効性を確保する。
- ・監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の代表理事国というIFIARの組織運営を主導する立場から、IFIARがより機動的かつ的確に諸課題に対応できるような体制の整備や、積極的な対外発信や様々なステークホルダーとの対話によるIFIARの対外的コミュニケーションの強化を推進する。また、こうした取組により、グローバルな監査品質の向上に一段と貢献するほか、アジア諸国をはじめとするIFIAR未加盟国の監査監督当局に対するアウトリーチを一層強化する。
- ・東京に本部事務局を誘致したホスト国として、事務局の円滑な運営に資する支援を継続するほか、「日本IFIARネットワーク」等を通じ、国内の関係者とIFIAR事務局との直接の対話の機会を確保する。また、IFIARにおける議論の国内への発信を行うとともに、国内における監査を巡る課題意識を聴取しIFIARでの議論に活用する。
- ・日本の監査監督当局としては、IFIAR加盟国を含む各国の監査監督当局との連携を一層強化する。

⑥ 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督

- ・公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会が行う品質管理レビューに係る審査を適切に行うとともに、当該審査の結果等に基づき、監査法人等に対する検査等を的確に実施する。検査の結果、必要があると認めるときは、金融庁に行政処分等の勧告を行う。
- ・検査を実施する際には、上場会社監査の担い手としての役割が増大していることに鑑み、引き続き中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行う。
- ・検査においては、監査の品質の向上に向けた監査法人等の経営層のコミットメント、業務管理態勢・品質管理態勢の実効性、改訂品質管理基準への対応、監査調書の管理の状況等について重点的に検証する。個別監査業務についても、不正リスク、収益認識、会計上の見積りに係る監査手続の実施状況等を確認・検証する。
- ・モニタリングの実施方法については、対面とリモートとの併用により、引き続き効率的・効果的な実施に努める。
- ・モニタリングにより把握した情報等については、発信の充実に努めるとともに、分かりやすい情報提供を行う。
- ・監査品質の向上のため、監査法人に対するモニタリングのあり方について検討を行うとともに、日本公認会計士協会の品質管理レビューと公

	<p>認会計士・監査審査会のモニタリングが全体として最大限の効果を発揮するよう、深度ある連携に努める。</p>
<p>⑦ 優秀な会計人材確保に向けた取組の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士試験の実施においては、試験問題の作成、全国各地の試験会場の適切な運営及び合格者の決定など一連の試験業務について、必要な見直しを行いながら、引き続き適切に取り組んでいく。 ・よりの確に受験者の能力を判定できるよう、公認会計士試験や公認会計士を取り巻く状況を踏まえ、令和7年6月に「公認会計士試験のバランス調整について」を公表したところであり、試験運営の枠組みや出題内容等の見直しについて、その具体的な実現を図っていく。 ・引き続き、公認会計士試験受験者の増加・裾野拡大のために、大学生等向けの講演を実施する。

【担当部局名】

企画市場局

企業開示課

総合政策局

IFIAR 戦略企画室、審判手続室

公認会計士・監査審査会事務局

総務試験課、審査検査課

施策Ⅲ-3

金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

<p>施策の概要</p>	<p>金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応するため、フォワード・ルッキングかつ機動的な市場監視を行い、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告、行政処分勧告、犯則事件としての告発等を行い、厳正に対応する。これら市場監視機能の更なる強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図る。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資すること</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長に必要不可欠である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第 26 条、第 56 条の 2、第 177 条、第 187 条、第 210 条 等 ・証券取引等監視委員会 中期活動方針（第 11 期：2023 年～2025 年）～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～（令和 5 年 1 月 27 日） ・2025 事務年度金融行政方針（令和 7 年 8 月 29 日） ・令和 7 事務年度証券モニタリング基本方針（令和 7 年 8 月 1 日）
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<p>①[主要]有用情報の収集（市場全体について幅広い有用な情報の収集や市場監視の過程で得られた有用な情報や知見の集約・分析・蓄積、令和 7 年度）</p> <p>②[主要]市場の変化等の適切な把握・分析（国内外の市場環境の変化を適時に把握・分析することで、問題の未然防止や早期発見等に向けて取り組む、令和 7 年度）</p> <p>③[主要]証券モニタリングの適切な実施（金融商品取引業者等における適合性原則等を踏まえた適切な内部管理態勢の構築状況及び業務運営状況の検証、令和 7 年度）</p> <p>④[主要]不公正取引や開示規制違反への迅速な対応（課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施による不公正取引や開示規制違反の実態解明及び海外当局等との連携、令和 7 年度）</p> <p>⑤[主要]重大・悪質事案への告発等による厳正な対応（違反行為のうち重大で悪質なものについて犯則調査の権限の行使、令和 7 年度）</p> <p>⑥[主要]投資者被害事案に対する積極的な取組（「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」(令和 7 年 6 月公表)も踏まえた無登録</p>

	<p>で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者の排除のための、裁判所への禁止命令等の申立て等。また、投資者被害の未然防止等に資する注意喚起等の情報発信の強化、令和7年度)</p> <p>⑦[主要]非定型・新類型の事案等に対する対応力の強化(市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等への対応、令和7年度)</p> <p>⑧[主要]情報発信の強化(法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集の観点から、個別事案や事例集の公表等における分かりやすい情報発信、令和7年度)</p> <p>⑨[主要]デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化(取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力の更なる向上、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及び情報システムの高度化の推進、令和7年度)</p> <p>⑩[主要]財務局との協働・連携の推進(財務局との様々な分野における更なる情報共有や意思疎通を通じた一体的な業務運営の実施、令和7年度)</p> <p>⑪[主要]不公正取引等の違反事案への抑止力の強化(インサイダー取引規制の対象や、課徴金水準等の見直し、証券取引等監視委員会による効果的な検査等の実施に向けた措置について検討、令和7年度)</p>
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取引審査実施状況<内容・件数> ・市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況<内容・件数> ・海外当局との情報交換件数<内容・件数> ・取引調査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況<内容・件数> ・課徴金納付命令の実績<内容・件数> ・犯則事件の告発の実施状況<内容・件数> ・証券モニタリングに係る検査終了件数、勧告の実施状況<内容・件数> ・無登録業者等に係る裁判所への申立て件数<内容・件数> ・デジタルフォレンジックの実施状況<調査・検査件数>
<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① 市場監視に係る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券取引等監視委員会の市場監視業務にとって情報は要であり、市場全体について幅広く有用な情報を収集する。 ・市場監視の過程で得られた有用な情報や知見を集約・分析・蓄積し、市場監視全般に多面的・複線的に活用する。 ・市場全体に日常的に目を向けるとともに、国内外の市場環境の変化を 	

- 適時に把握・分析することで、問題の未然防止や早期発見につなげる。
- ・市場や上場会社を取り巻く環境変化や制度見直しの進展等を踏まえつつ、新たな商品・取引や監視の目の行き届きにくい商品・取引、上場会社による開示の充実に向けた取組等への確に対応する。
 - ・証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際的な枠組みを通じた情報共有を進め、情報収集力を強化するとともに、グローバルな市場監視に貢献する。また、海外当局との積極的な連携を通じて、法執行事例等の情報や市場監視に係る問題意識等を共有し、市場監視に活用する。
 - ・金融商品取引業者等について、監督部局や財務局等と連携しつつ、リスクベースで検査先を選定し、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努める。また、検査の結果、問題が認められた事例については、事案の全体像の把握や根本原因の究明により、勧告の実施や自主的な改善の促進を通じて、再発防止・未然防止につなげる。
 - ・課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、不公正取引や開示規制違反の実態を解明する。また、事案の全体像を把握し、根本原因を究明した上で、当事者等との深度ある議論を通じて、再発防止・未然防止につなげる。
 - ・クロスボーダーの法令違反行為等に対しては、海外当局と連携しつつ、事案の特質に応じた調査・検査を行う。
 - ・違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応する。その際、捜査・訴追当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行う。
 - ・一層複雑化・巧妙化する投資詐欺等について、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（令和 7 年 6 月公表）も踏まえ、無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者を排除するため、裁判所への禁止命令等の申立て等に積極的に取り組む。また、投資者被害の未然防止等に資するよう、投資者への注意喚起等の情報発信を行う。
 - ・証券監視委として過去に勧告・告発等を行った類型にも引き続き対応しつつ、市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等についても、積極的に対応する。
 - ・意図せざるものを含む法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集を図る観点から、個別事案や事例集の公表等において、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報発信を行う。
 - ・市場監視業務の高度化・効率化を図るため、取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力の更なる向上を図るとともに、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及び情報システムの高度化を推進する。
 - ・市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の実現には、各地において市

場監視機能の一翼を担う財務局との協働・連携が不可欠であり、証券検査をはじめとする様々な分野において更なる情報共有を進め、意思疎通を十分に確保し、一体的な業務運営を図る。

- ・ 不公正取引等の違反事案への抑止力をより一層高めていく観点から、インサイダー取引規制の対象や、課徴金水準等の見直し、証券取引等監視委員会による効果的な検査等の実施に向けた措置について検討を進める。

【担当部局名】

証券取引等監視委員会事務局

総務課、情報解析室、IT 戦略室、市場分析審査課、国際取引等分析室、証券検査課、取引調査課、国際取引等調査室、開示検査課、特別調査課

総合政策局

総務課審判手続室

監督局

証券課

企画市場局

企業開示課、市場課

(横断的施策)

1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応

2 サステナブルファイナンスの推進

3 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応

4 その他の横断的施策

横断的施策－1

デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応

<p>施策の概要</p>	<p>デジタル技術による金融サービスの健全な発展が、我が国の社会課題の解決等に寄与するよう、官民の連携の強化等を図る。また、欧米などのグローバルな動向を踏まえつつ、我が国における金融サービス等のイノベーションの活性化や信頼ある提供に資するような政策を進める。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応を実施することにより、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大、以下同じ）を図ること。</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>金融行政の目標を実現するため、暗号資産取引等の健全な発展や、決済の高度化・効率化や金融機関におけるAIの利活用の後押しなどを含むその他のフィンテック等の新たな展開に向け、デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応を実施する必要があるため。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）（令和7年6月13日閣議決定） ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定） ・2025事務年度金融行政方針（令和7年8月29日）等
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 暗号資産に巡る制度のあり方に関する検討（左記測定指標に係る議論について金融審議会で検討に取り組むこと、令和7年度） ② ステーブルコインの活用に向けた取組（左記測定指標に関する所要の取組の実施、令和7年度） ③ 決済・取引インフラの高度化に向けた検討（具体的な検討推進、令和7年度） ④ FinTechサポートデスクやFinTech実証実験ハブを通じたフィンテック事業者等に対する支援（FinTechサポートデスクで受け付けた相談や、FinTech実証実験ハブで支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じた的確に対応、令和7年度） ⑤ [主要]国内外のフィンテック事業者や投資家等の連携・協働に向けたネットワーキングの機会創出（左記測定指標に関するシンポジウム・イベントの開催、令和7年度） ⑥ AIやフィンテックに関する調査研究（左記測定指標に関する調査研究の実施、令和7年度）

	⑦ 金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組（アカデミアと連携したデータ分析の実施、令和7年度）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・FinTech サポートデスクの受付状況 ・FinTech 実証実験ハブの支援実施状況

主な事務事業の取組内容	
① 暗号資産取引等の健全な発展に向けた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・暗号資産が国内外の投資家から投資対象と位置付けられている状況を踏まえ、イノベーション促進の観点にも留意しながら、利用者保護を図るための必要な制度整備を検討する。 ・投資家保護のための必要な法整備を行うこと等と併せて、暗号資産取引に関する、税務当局への報告体制の整備を前提とし、分離課税の導入を含めた税制面の見直しを検討する。 ・暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令や電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設、国境を跨ぐ収納代行に対する資金移動業等の規制の適用等について措置した改正資金決済法の施行に向け、関係する政府令等の制度整備を進める。 ・新設された電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する事務ガイドラインの作成を行う。 ・FSB ハイレベル勧告及び IOSCO 勧告等を踏まえて、グローバルに一貫した形で実効的に規制監督枠組みが実施されるように、引き続き、国際的な議論に貢献していくとともに、海外当局と連携していく。
② その他のフィンテック等の新たな展開に向けた対応	<p>【決済の高度化・効率化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円建てステーブルコインの活用など、事業者へのモニタリングを含めた丁寧かつ深度あるコミュニケーションを行う。 ・ステーブルコインの円滑な発行・流通に向けた環境整備が進むよう、仲介業である電子決済手段等取引業及び電子決済等取扱業の登録審査に関し、希望事業者との対話を円滑に実施するなど、迅速かつ適切な登録審査を進める。 ・「手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会」（事務局：全国銀行協会）において金融機関の手形・小切手の電子化に向けた対応状況を把握するとともに、他省庁や金融機関関係団体と連携し、金融業界の自主行動計画の着実な進展を後押しする。 ・昨今のデジタル化の進展や海外決済システムの動向を踏まえつつ、我が国の決済システムの更なる高度化に向けた検討を進める。 ・CBDC について、関係府省庁・日本銀行連絡会議や日本銀行のパイロット実験等を含め、引き続き、これら議論に貢献していく。

- ・金融機関における従業員のマイナンバーカードの取得に加え、利活用についても促進するとともに、金融機関における公的個人認証の活用促進を図るための取組を実施する。
- ・暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令や電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設、国境を跨ぐ収納代行に対する資金移動業等の規制の適用等について措置した改正資金決済法の施行に向け、関係する政府令等の制度整備を進める（再掲）。

【事業者支援・国際シンポジウム】

- ・新たな金融サービスの育成・普及に向けて、FinTech サポートデスクや FinTech 実証実験ハブ等を通じて、事業者の健全なイノベーションを推進する。
- ・海外フィンテックカンファレンスへの参加や各国当局者との意見交換のほか、ミートアップやヒアリング、国内外のフィンテックカンファレンスへの参加等を通じて、フィンテックに係る技術・ビジネス動向の把握に努める。
- ・FIN/SUM を中心に複数のフィンテック関連イベントから成る「Japan Fintech Week2026」を開催し、国内外のフィンテック事業者等ステークホルダーとの連携強化に向けた支援を継続する。
- ・AI 及びブロックチェーン技術等の活用可能性や課題に係る調査・研究を実施し、分散型金融システムの健全な発展に貢献していくほか、BGIN の活動への積極的な参加を通じて、国際的な議論への貢献を継続する。
- ・アカデミアと連携し、データ分析等を用いた金融行政課題に関する調査研究を行い、シンポジウム等で発表する。

【AI】

- ・AI ディスカッションペーパーに基づき「金融庁 AI 官民フォーラム」での官民の多様な関係者との議論を通じて、金融機関等における AI の利活用に向けた実務上の課題を整理するとともに、国内外の AI 等を活用した金融サービス提供の改善のあり方やビジネスモデルの変革を見据えた取組を着実に後押しする。
- ・AI を活用し、当庁における金融セクターや金融機関のリスクの分析及び金融機関のモニタリングの高度化に取り組む。
- ・FSB、BCBS、IAIS、IOSCO、IFIAR 等の国際会議において、AI リスクや活用に関する議論が行われているところ、国内動向を踏まえた意見発信を行うとともに国際的な議論の国内への還元を行う。

【担当部局名】

総合政策局

総合政策課、IFIAR 戦略企画室、研究開発室、国際室、暗号資産・ブロックチェーン・

イノベーション参事官室、資金決済参事官室、マクロ・データ分析監理官室

企画市場局

信用制度参事官室、市場課

監督局

総務課、銀行第一課、地域金融企画室

横断的施策-2

サステナブルファイナンスの推進

施策の概要	サステナブルファイナンスを推進するため、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の機能発揮等を促す。
達成すべき目標	サステナブルファイナンスの推進を通じ、GXを含む経済・社会の変革・成長を金融面から支援する取組を幅広く支援するとともに、関係省庁・地方公共団体・民間事業者と連携し、我が国の様々な取組・貢献について、国際的に積極的な発信を行う。
目標設定の考え方・根拠	<p>気候変動などの社会・環境課題の重要性が増す中、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠となっている。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和7年6月13日閣議決定） ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定） ・サステナブルファイナンス有識者会議第五次報告書（令和7年6月30日公表）
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>①[主要]企業開示の充実（企業のサステナビリティ開示の充実と信頼性の確保、令和7年度）</p> <p>②[主要]市場機能の発揮（透明性の高いデータ基盤の整備、令和7年度）</p> <p>③[主要]金融機関の機能発揮（金融機関による脱炭素に向けた企業支援等の推進、令和7年度）</p> <p>④[主要]その他の横断的課題（インパクト投資の実践・拡大、令和7年度）</p>
参考指標	—

主な事務事業の取組内容

① 企業のサステナビリティ開示の充実と信頼性の確保

- ・企業の負担とのバランスに配慮しつつ、一定の上場企業に対し、サステナビリティ情報の開示を求めるための制度整備を進める。【再掲（施策Ⅲ-2）】
- ・企業に対し、企業戦略と関連付けた人材戦略やそれを踏まえた給与・報酬の考え方等の開示を求めること等について検討する。【再掲（施策Ⅲ-2）】

	<ul style="list-style-type: none"> ・ISSB のサステナビリティ開示基準設定に対し、SSBJ 等の関係者と連携しながら、国際的な議論への参画や意見発信などの取組を進める。具体的には、人的資本に関する ISSB のリサーチプロジェクトについて、投資家のニーズを充足した基準開発に貢献すべく、国内の関係者と連携しながら、国際的な議論への参画や意見発信等を進める。【再掲（施策Ⅲ-2）】 ・サステナビリティ情報に対する第三者による保証について、国際基準を開発している国際監査・保証基準審議会（IAASB）及び国際会計士倫理基準審議会（IESBA）に対して、我が国関係者と連携して意見発信を行う。また、サステナビリティ情報に対する保証のあり方等について検討を進め、結論を取りまとめる。【再掲（施策Ⅲ-2）】 ・有価証券報告書におけるコーポレートガバナンス及びサステナビリティ開示等の好事例及び有価証券報告書レビューの審査結果等を取りまとめて公表する。あわせて、企業等に対する開示充実のためのセミナー等に参加し、取組の発信を行う。【再掲（施策Ⅲ-2）】
<p>④ 透明性の高いデータ基盤の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省と共同で「気候変動関連データ活用と適応に関する実践パネル」を開催し、データの利活用を含む関係者の取組事例や課題感等を共有しつつ、協働の可能性等を実践的に議論する。 ・「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」の受入れを表明した評価機関等リストを原則、半期毎に更新・公表する。また、「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」に賛同した ESG 評価・データ提供機関における態勢整備の状況等について実態把握を行い、さらなる対応の要否等について検討を行う。
<p>⑤ 金融機関による脱炭素に向けた企業支援等の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リソースやノウハウ等が不足する中堅・中小企業における脱炭素の取組を支援するため、関係省庁と連携し、補助事業の展開支援等を進める。 ・カーボン・クレジット取引の透明性・健全性を高めるため、取引参加者や取引所等が踏まえるべきハイレベルな原則の策定に向けた検討を行う。 ・「アジア GX コンソーシアム」における議論内容について、令和 7 年 10 月にハイレベル対面会合を行い、トランジション・ファイナンスを推進する。 ・国際的な議論、民間の動向把握を通じて、気候関連金融リスクや金融の役割の考察を行う。 ・NGFS シナリオに関する調査を行い、解説文書を公表する。
<p>⑥ インパクト投資の実践・拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「インパクトコンソーシアム」において、以下の 4 つの分科会を開催し、参加者の自主的な課題設定・議論を軸とし、特に官民が協働して議論を

進めることが有効な事項について議論を行う。

- ① データ・指標分科会：事業者・投資家から関心の高い3分野（環境、ヘルスケア、インフラ）に関わるデータ・指標について、既存のデータベース・省庁の公表物等をもとに、具体的な取組事例等と紐づけつつ、官民連携の下で指標の整理を行う。
- ② 市場調査・形成分科会：上場市場におけるインパクト投資やインパクト評価を企業価値向上につなげる企業戦略のあり方について議論を行う。
- ③ 地域・実践分科会：様々な主体の視点から、インパクト創出と投資収益の両立に向けた、IMM の観点でのインパクトの評価・開示等に関する事例研究・知見共有を行う。
- ④ 官民連携促進分科会：インパクトスタートアップと地方公共団体の連携による社会課題の解決の促進について議論を行う。

【担当部局名】

総合政策局

総合政策課、総務課国際室

企画市場局

企業開示課

横断的施策－3

業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応

<p>施策の概要</p>	<p>大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立のため、金融庁の業務継続計画の見直しや関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、自らの業務継続体制の強化を図るとともに、金融機関等に対しても業務継続計画の検証等により、業務継続体制の実効性の向上を促していく。近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナへの対応として、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」及び「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則（以下これらを総称して「自然災害被災者債務整理ガイドライン」という。）の活用を促進するとともに、金融機関に対して、生活や事業の再建の支援等、金融面での対応を促していく。</p> <p>また、金融機関のサイバーセキュリティ管理態勢や IT ガバナンスの有効性について、検査を含めたモニタリングを通じて検証し、サイバーセキュリティ及び IT ガバナンスの強化を促していく。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立を図るとともに、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等の生活や事業の再建に資すること</p> <p>金融機関のサイバーセキュリティ及び IT ガバナンスの強化に向けた取組を推進すること</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁として、業務継続性の確保に係る取組を進める必要がある。また、大規模災害発生時において、金融サービス等の機能停止により、商取引に甚大な影響が発生する事態が生じないよう、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す必要がある。</p> <p>また、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等の生活や事業の再建を速やかに進めることが重要である。</p> <p>政府としてサイバーセキュリティに関する取組を一層強化する中、金融市場インフラや金融商品取引所を含めた金融業界全体のサイバーレジリエンス向上を図ることが重要である。</p> <p>このほか、決済機能をはじめとする金融システムの維持に必要な業務や多くの利用者が頻繁に利用するサービスについては、サービ</p>

	<p>スの中断を未然に防ぐことや、代替手段等を通じた早期復旧や影響範囲の軽減が重要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要行等向けの総合的な監督指針 ・ 東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日） ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定） ・ 政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成 26 年 3 月 28 日閣議決定） ・ 新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（平成 26 年 3 月 31 日） ・ 首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定） ・ 平成 30 年 7 月豪雨生活・生業再建支援パッケージ（平成 30 年 8 月 2 日） ・ 被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ（令和元年 11 月 7 日、2 年 7 月 30 日） ・ 令和 3 年 7 月 1 日からの大雨に係る支援策とりまとめ（令和 3 年 7 月 30 日） ・ 令和 4 年福島県沖を震源とする地震に係る支援策とりまとめ（令和 4 年 4 月 8 日） ・ 国土強靱化基本計画（令和 5 年 7 月 28 日閣議決定） ・ 被災者の生活と生業支援のためのパッケージ（令和 6 年 1 月 25 日） ・ 金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン（令和 6 年 10 月 4 日） ・ 第 1 次国土強靱化実施中期計画（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定） ・ 国土強靱化年次計画 2025（令和 7 年 6 月 6 日国土強靱化推進本部決定） ・ 2025 事務年度金融行政方針（令和 7 年 8 月 29 日）
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<p>①[主要]災害等発生時における金融行政の継続性確保のための取組（「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」等を踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施、令和 7 事務年度）</p> <p>②[主要]災害等発生時に備えた訓練（金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施、令和 7 事務年度）</p> <p>③[主要]業界横断の業務継続訓練の実施（訓練の実施、令和 7 事務年度）</p> <p>④自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援（自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報、令和 7 事務年度）</p>

	<p>⑤被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを活用した各種災害時における被災者からの相談等の受付（各種災害が発生した際に、被害状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤルを設置、令和7事務年度）</p> <p>⑥情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況（金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供を実施、令和7事務年度）</p> <p>⑦金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数（177社、令和7事務年度）</p> <p>⑧ITガバナンス（システムの統合・更改プロジェクトの管理態勢を含む）の強化を促すモニタリングの実施（検査やアンケート調査を含めたモニタリングの実施、令和7事務年度）</p>
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
① 災害等発生時における金融行政の継続性確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施する。 ・関係機関と連携して実践的な訓練を実施することにより、金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを行う。
② 金融機関等の業務継続体制の実効性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・金融業界全体として横断的に業務継続体制の確保を図るため、取引所や金融機関等と合同で業務継続体制に係る訓練を実施する。 ・令和6事務年度に実施したアンケート調査等を踏まえ、金融機関の災害等に係る業務継続体制の整備を引き続き促す。
③ 災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生時には、被災地の実情を踏まえ、財務局と緊密に連携し「金融上の措置」の要請を行う等、金融機関による迅速かつ的確な被災者支援を促す。 ・令和6事務年度以前に発生した自然災害への対応を含め、自然災害等の影響を受けて住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった個人・個人事業主に向けて、自然災害被災者債務整理ガイドラインの周知広報を行うとともに、同ガイドラインに基づく債務整理を通じた生活・事業の再建を支援する。 ・被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを設置し、被災者等からの各種金融機関の窓口の問い合わせや金融機関等との取引に関する相談に応じる。
④ 金融機関のサイバーセキュリティ及びITガバナンス強化	

- ・金融庁のサイバーセキュリティに関する考え方を発信するため、説明会や講演を継続的に実施する。また、サイバー攻撃の発生状況を踏まえ、必要に応じて監督指針やガイドラインの改正を検討する。
- ・サイバーセキュリティに関する自己評価（サイバーセキュリティセルフアセスメント；CSSA）の対象に系統中央機関を追加したうえで、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」（令和6年10月策定）と整合させる形で設問を改訂し評価を実施する。
- ・金融機関の業務委託先等サードパーティへのサイバー攻撃の発生状況を踏まえ、サードパーティのリスク管理等の強化のために諸外国の制度の実態や制度に対応するための取組事例等を調査する。
- ・量子計算機技術の進展に伴い、現在広く利用されている公開鍵暗号の安全性が著しく低下すると予想されているため、関係省庁とも連携し、金融機関の耐量子計算機暗号（PQC）への移行を推進する。
- ・金融業界全体のインシデント対応能力の更なる向上を図るため、最新のサイバー攻撃の脅威動向を反映したシナリオの下、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall 2025）を実施する。また、演習結果について分析し、業界に還元する。
- ・金融機関のサイバーレジリエンスを強化するため、金融機関において実施した脅威ベースのペネトレーションテスト（TLPT）に関する情報を収集・分析し、共通する課題及び好事例等を還元する。
- ・国際的に影響を及ぼすサードパーティやサプライチェーンのリスクの顕在化や地政学的な動向を踏まえ、引き続き、G7 サイバー・エキスパート・グループ（CEG）をはじめとする国際的な議論に参画し、脅威・リスク動向、サイバーセキュリティに関する先進事例及び課題について把握し、国内金融セクターのサイバーセキュリティ強化に向けた施策に活用するとともに、サイバーインシデントに備え、主要国当局との連携強化を図る。また、国際通貨基金（IMF）による金融セクター評価プログラム（FSAP）の結果を踏まえて国内施策を実施する。
- ・3メガバンクに対しては、引き続き、①グループベース及びグローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理態勢の強化、②サイバーレジリエンスの強化、③サードパーティリスク管理の高度化等を主要テーマに、日本銀行と連携し、通年検査の一環としてサイバーセキュリティ管理態勢を検証する。
- ・地域金融機関等に対しては、規模・特性等に応じて、リスクベースで検査を含めたモニタリングを実施し、サイバーセキュリティ管理態勢の実効性を検証する。
- ・主要な金融市場インフラ事業者に対しては、日本銀行と連携して、令和6事務年度に把握した実態を踏まえた検証を行う。
- ・金融機関のITガバナンスについて、検査やアンケート調査を含めたモニタリングを通じ、その強化を促すとともに、金融機関の規模に応じ

て、グループ・グローバルベースでの IT 戦略の全体像を把握の上、有効性を確認する。

- ・デジタルバンク等からの免許申請について、システム稼働の安定性を確保する態勢が整っているかなどの観点から支援を行う。
- ・クラウドサービスの利用に関するシステムリスク管理上の課題等について、クラウド事業者等との対話やインシデント対応に関する共同検討を継続する。
- ・金融機関の重要なシステムの統合・更改プロジェクトについて、近年の動向（システム障害の傾向、技術の導入状況（例えば、オープン化やクラウドサービスへの移行））を踏まえ、プロジェクトの難度に応じ、リスクベースで検査を含めたモニタリングを行うことにより、本番稼働後の安定的な運用を確保するための態勢整備を促す。
- ・システム障害については、サードパーティ・サプライチェーンに起因するものを含め、監督局と連携し、原因、顧客対応及び再発防止策の実効性を検証（重大インシデントに対しては、必要に応じて報告徴求命令や検査等の実施を通じて、重点的に検証）する。
- ・関係省庁と連携し、サイバー対処能力強化法及び同整備法の施行（令和7年5月の公布から1年6月以内）に向けて、重要電子計算機の対象となる機器の考え方について整理するほか、インシデント報告の窓口一元化を含む体制整備等について適切に対応する。

【担当部局名】

総合政策局

総務課、IT サイバー・経済安全保障監理官室、金融サービス利用者相談室

企画市場局

市場課

監督局

監督調査室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、証券課

横断的施策－4

その他の横断的施策

<p>施策の概要</p>	<p>基本政策（政策Ⅰ～Ⅲ）に横断的に関係する施策のうち、「横断的施策－1（デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応）」、「横断的な施策－2（サステナブルファイナンスの推進）」及び「横断的な施策－3（業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応）」以外の施策の実施。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>基本政策に横断的に関係する施策（「横断的施策－1」、「横断的施策－2」及び「横断的な施策－3」に該当するものを除く）の実施により、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大、以下同じ）を図ること</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>金融行政の目標を実現するため、国際的なネットワークの強化やマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化、規制・制度改革等の推進、事前確認制度の適切な運用、金融行政におけるITの活用、許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進、経済安全保障上の対応等といった横断的な施策を実施する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」（令和6年4月17日マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議決定） ・FATF第4次対日相互審査報告書（令和3年8月30日公表） ・「規制改革実施計画」（令和7年6月13日閣議決定） ・総合的なTPP等関連政策大綱（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定） ・第4次対日相互審査報告書（令和3年8月30日公表） ・デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定） ・2025事務年度金融行政方針（令和7年8月29日公表） ・自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン（令和5年3月20日公表）

測定指標 (目標値・達成時期)	<p>① [主要]国際的なネットワークの強化(国際的なネットワークの強化に取り組む、令和7年度)</p> <p>② [主要]マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化(マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化に取り組む、令和7年度)</p> <p>③規制・制度改革等の推進 (「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業及び必要な措置の実施、令和7年度)</p> <p>④経済安全保障上の対応(経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ制度の円滑な運用、令和7年度)</p>
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
① 国際的なネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・金融システムの強化に向け、金融分野の主要課題について、国際的な議論に貢献していく。特に、AIを含むデジタル技術の利用に伴うリスクや気候関連金融リスクへの対応について、FSBや基準設定主体等における議論に貢献していく。 ・アジアの金融規制当局とのハイレベル会合を、2025年は「アジア・デー」として開催し、我が国を含むアジア地域への投資促進に向けて、意見交換や情報発信を行う。更に、二国間金融協力の会議を通じて連携強化等に努める。こうした取組を通じて、我が国の金融プレゼンス向上に向けた国際的な政策推進力を高めていく。 ・グローバル金融連携センター(GLOPAC)による研修では、アジア諸国等の金融当局者との協力関係強化を目的に、金融規制の枠組み、検査・監督実務に関する講義に加え、金融市場に関連する政策課題に関する対話型の講義も実施する。 ・海外当局や要人との意見交換・面会、監督カレッジや危機管理グループの会合の開催により、各国当局との連携を強化する。
② マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」や、令和7年3月に公表した「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」及び事例集に基づき、有効性検証に係る対話を順次実施し、金融機関における対策の高度化を促す。 ・令和10年にオンサイト審査が予定されているFATF第5次対日相互審査も見据え、関係省庁・業界団体等と連携し、「行動計画」も踏まえ、官民一体でマネロン等対策の高度化を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のマネロン等対策への更なる理解の向上に資するため、官民一体となって、効果的な周知・広報等を実施する。 ・金融機関に対するアウトリーチ活動については、外部講演、勉強会の機会を活用し、積極的な情報発信により、金融機関の理解を促す。 ・業態横断フォーラム等、地域における情報連携の枠組を定着させ、金融機関同士のネットワーク構築やノウハウ共有をさらに促進する。 ・FATF は 2025 年 6 月、クロスボーダー送金の透明性向上に関する改訂勧告 16 を最終化及び公表した。我が国として本改訂の円滑な実施のため、民間セクターとの対話や協働により FATF ガイダンス策定や国内実施準備に取り組む。また、FATF において勧告改訂やガイダンスなどを担当する政策企画部会の共同議長としても主導的な役割を果たし、国際的なマネロン等対策等の課題解決に貢献する。 ・暗号資産に関しては、FATF 暗号資産コンタクトグループの共同議長として、トラベルルールを含む勧告 15 の実施促進や、ステーブルコイン、DeFi や P2P 取引を含む新たなリスクへの対応に関し、議論をリードする。
③ 規制・制度改革等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら、我が国が豊かで活力ある国で在り続けることに資する規制・制度改革等を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度のあり方を検討する。
④ 経済安全保障上の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹インフラ制度に関し、引き続き、事業者からの事前相談に対応するとともに、届出審査を行う。また、必要に応じて「金融分野における経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説」(Q&A) を更新する。

【担当部局名】

総合政策局

総合政策課、国際室、金融犯罪対策室、IT サイバー・経済安全保障監理官室

企画市場局

総務課

監督局

総務課

(金融庁の行政運営・組織の改革)

1 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化

2 検査・監督の質の向上

3 質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革

金融庁の行政運営・組織の改革－1

金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化

<p>施策の概要</p>	<p>金融行政の質を不断に向上させていく観点から、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を通じた金融行政の質の向上</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>金融の急激な変化に遅れをとることなく、国民の期待や信頼に応えていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質を不断に向上させていくことが必要である。そのため、有識者や外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための取組等、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面のガバナンス基本方針（平成30年7月4日） ・2025 事務年度金融行政方針（令和7年8月29日）
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<p>(金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革(ガバナンスの改善))</p> <p>①[主要]各種有識者会議の積極的活用(有識者からの提言等を金融行政へ継続的かつ的確に反映、令和7年度)</p> <p>②[主要]金融庁・財務局のモニタリングに対する意見聴取、並びに検査先職員及び金融庁・財務局職員アンケートによる品質評価を実施(内外からの意見等を金融行政へ継続的かつ的確に反映、令和7年度)</p> <p>(金融行政におけるデータ活用の高度化)</p> <p>③[主要]新しいデータ収集・管理の枠組み(共同データプラットフォーム)の整備(定期収集を開始した高粒度データの精度向上等、令和7年度)</p> <p>④[主要]金融システムの脆弱性等に係るデータ分析の深化と分析結果の可視化、ツール化(金融機関との対話・モニタリングの高度化の検討、令和7年度)</p> <p>⑤金融サービスの利用者から寄せられた情報の多角的な分析と実態把握(モニタリング部門への結果還元、令和7年度)</p> <p>⑥[主要]データ分析における研修の実施・専門家による支援(データ分析プロジェクトの質の向上、令和7年度)</p> <p>(金融行政に関する情報発信の充実)</p> <p>⑦[主要]金融庁ウェブサイト(日本語版・英語版)へのアクセス件数(当庁の施策等について、ウェブサイトを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施、2025 事務年度)</p>

	<p>⑧金融庁公式 X (旧 Twitter) (日本語版アカウント、英語版アカウント) のフォロワー数。その他 SNS での情報発信強化 (当庁の施策等について、X (旧 Twitter) 等の SNS を通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施、2025 事務年度) (財務局とのさらなる連携・協働の推進)</p> <p>⑨[主要]財務局とのさらなる連携・協働の推進に向けた取組状況 (財務局とのさらなる連携・協働の推進、令和 7 年度) (アカデミアとの連携)</p> <p>⑩金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組 (アカデミアと連携したデータ分析の実施、令和 7 年度)</p>
<p>参考指標</p>	<p>①金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革 (ガバナンスの改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融行政モニターへの意見申出件数 ・各種サポートデスクへの相談件数 ・意見申出制度への意見申出件数 <p>②金融行政に関する情報発信の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報道発表件数 ・英語ワンストップサービスの対応件数

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革 (ガバナンスの改善)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価有識者会議において、政策評価にとどまらず、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき重要な課題等についての議論を定期的の実施し、会議での議論を金融行政に反映していく。 ・サステナブルファイナンス等の各分野における個別の課題について、各種有識者会議等を活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保する。 ・金融庁のモニタリングに対する意見聴取及び職員アンケートによる自己評価を実施し、検査・監督の質の向上につなげる。 ・金融機関及び金融サービスの利用者等との対話を促進する。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や意見申出制度、各種サポートデスク、金融機関からの相談対応を着実に実施する。
<p>② 金融行政におけるデータ活用的高度化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種データ等を活用した分析を実施するとともに、分析人材の育成を

	<p>進めつつ、継続的に分析手法の開発・改善に取り組む。また、実施した分析については、「FSA Analytical Notes—金融庁データ分析事例集—」等の形で公表する等により庁外からの知見を得ることで、分析の改善や金融庁・財務局のモニタリングの高度化に活かしていく。また、分析結果の可視化・ツール化（ダッシュボード化）を進め、庁内や財務局におけるモニタリングに活かしていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しいデータ収集・管理の枠組み（共同データプラットフォーム）については、令和7年3月期から定期的データ収集を開始し、引き続き高粒度データの精度の確認等を行うとともに、データクレンジング作業におけるチェック項目の見直しや処理の一段の自動化等、金融庁・日本銀行のオペレーションの改善に向けた取組を継続していく。 ・金融サービスの利用者から寄せられた情報の多角的な分析を進め、その結果を適時にモニタリング等に活用していく。 ・令和6年6月に更改を実施した、金融機関のモニタリングに利用するシステムの安定的な稼働に努める。
<p>③ 金融行政に関する情報発信の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁ウェブサイトのほか、SNSをはじめとする情報発信ツールについて、一般国民向けや金融関係者など異なるターゲットを念頭において有効活用するとともに、英語による情報量の増加や、海外関係者にも伝わる効果的な発信方法の工夫などにより、国内外に対する情報発信力強化に取り組む。 ・組織として効果的・効率的な政策広報・報道対応に取り組む。 ・外部とのネットワークの構築や、それにより得られる知見の蓄積に努め、政策広報・報道対応に関する当庁職員の能力・知見の向上を図る。
<p>④ アカデミアとの連携強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者との共同研究の実施などアカデミアとの連携を一層強化し、金融行政に関する先端的な研究成果について行政現場での活用を図る。既存の研究プロジェクトの円滑な進捗のサポートに加え、庁内応募のあった研究プロジェクトについて、研究テーマや研究活動のレビューを行い、担当する研究員の採用等を実施する。
<p>⑤ 財務局とのさらなる連携・協働の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング上の金融庁と財務局の連携・協働をさらに深め、一体的・効果的な行政運営を推進するとともに、金融庁と財務局との間での率直な意見交換を通じて、監督当局全体としての質の向上を図る。市場監視の分野においても、財務局とのさらなる連携・協働に取り組む。 ・モニタリング内容や人的サポート等に関し、金融庁・財務局が密に連携し、効率的・効果的なモニタリングを実施する。 ・財務局の意見・要望を踏まえ、財務局との会議に関し運営の効率化を

図ることや、財務局向け説明会を継続して実施するなど、引き続き、財務局と丁寧なコミュニケーションに努める。

【担当部局名】

総合政策局

総合政策課、研究開発室、総務課、広報室、秘書課、情報化統括室、マクロ・データ分析監理官室、検査監理官室、コンダクト監理官室、暗号資産・ブロックチェーン・イノベーション参事官室

総務課

監督局

総務課

証券取引等監視委員会事務局

総務課

金融庁の行政運営・組織の改革－2

検査・監督の質の向上

<p>施策の概要</p>	<p>金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善する。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>金融庁は、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった発足当初の優先課題に対応するため、個別の資産査定や法令等遵守状況の事後的なチェックを中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。</p> <p>金融を取り巻く環境変化に適切に対応し、金融行政の目標を実現するため、金融行政の視野を「形式から実質へ」(規制の形式的な遵守の確認に留まらず、実質的に良質な金融サービスの提供やリスク管理等ができているか)、「過去から未来へ」(過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けた健全性が確保されているか)、「部分から全体へ」(特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応ができているか)と広げていくことが重要である。</p> <p>こうした新しい検査・監督の基本的な考え方と進め方等について整理・公表した「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(平成30年6月29日)を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくことが必要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(平成30年6月29日) ・2025事務年度金融行政方針(令和7年8月29日)
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<p>① [主要]「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」に沿った、検査・監督への移行のための個別分野ごとの「考え方と進め方」及び時々の重要な課題や着眼点等の整理・公表の進捗状況。検査・監督の品質管理の実施状況(新しい考え方に沿った検査・監督の実践、令和7年度)</p>

参考指標	—
------	---

主な事務事業の取組内容	
① 検査・監督の質の向上（モニタリングの在り方）	<p>[モニタリング成果の整理]</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融庁・財務局のモニタリングに対する意見聴取、並びに検査先職員及び金融庁・財務局職員アンケートによる品質評価を実施し、検査・監督の質の向上につなげる。 <p>[モニタリングスキームの改善]</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関に対する検査については、金融機関との意思の疎通と適切な認識共有を目指し、対面とリモート手法を使い分けるとともに、金融機関の負担に配慮した検査運営を行う。 日本銀行との連携については、令和3年3月に公表した「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」に基づき、検査・考査の実施先に関する計画調整や規制報告の一元化、重要課題についての共同調査などの取り組みを進めている。金融機関の負担軽減と質の高いモニタリングの実現に向けて、こうした取組を更に深化させていく。 <p>[組織的な人材育成]</p> <ul style="list-style-type: none"> モニタリング職員の能力向上を図るため、金融実務知識・スキルを習得するためのオンデマンド動画研修の更なる充実を図るとともに、階層別・テーマ別に事例・検証手法の研究や、課題解決思考力を養うための参加体験型グループ学習（ワークショップ）を開催するなど、組織的な人材育成プログラムを推進する。また、モニタリング研修の企画・立案に当たり、対面形式での実施とともに、オンライン形式の併用を行うなど、効果的・効率的な研修を継続して実施する。 <p>[組織再編]</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の一層の増加が見込まれる監督局を2局体制とし、「資産運用・保険監督局」及び「銀行・証券監督局」を設置することを目指す。

【担当部局名】

総合政策局

検査監理官室、管理室

金融庁の行政運営・組織の改革－3

質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革

<p>施策の概要</p>	<p>将来にわたって質の高い金融行政サービスを提供し、常に進化を続ける組織を作るため、金融行政の目標についての共通理解を深めるとともに、職員の能力・資質の成長を促し、誰もが働きやすく良い仕事ができる環境の整備に取り組む。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>①金融行政の目標についての全庁一丸の共通理解の深化、②職員の能力・資質の成長の促進、③誰もがのびのびと働きやすく良い仕事ができる環境の整備を図り、金融行政を担う組織としての力を高めること。</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>金融を巡る内外の環境が大きく変化し、国民のニーズも多様化する中、金融行政に求められる役割や機能も時代に応じて変化している。金融庁は、これまで自らの改革に取り組んできたが、求められる役割を適切に果たすため、組織及び職員の政策立案・実行能力を継続的に向上させていくことが必要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁の改革について（平成 30 年 7 月 4 日） ・当面の人事基本方針（平成 30 年 7 月 4 日、令和 4 年 3 月 28 日改訂） ・2025 事務年度金融行政方針（令和 7 年 8 月 29 日）
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<p>①[主要]金融行政の目標についての全庁一丸の共通理解の深化に向けた取組状況（金融行政の目標についての全庁一丸の共通理解の深化に向けた職員との対話や議論、令和 7 年度）</p> <p>②[主要]職員の能力・資質の成長の促進に向けた取組状況（職員の能力・資質の成長を後押しする環境のさらなる整備、令和 7 年度）</p> <p>③[主要]誰もがのびのびと働きやすく良い仕事ができる環境の整備に向けた取組状況（働きやすく良い仕事ができる環境のさらなる整備、令和 7 年度）</p>
<p>参考指標</p>	<p>職員満足度調査結果</p>

主な事務事業の取組内容

① 金融行政の目標の全庁一丸の共通理解

・金融庁が将来にわたって質の高い金融行政サービスを提供し続けていけるよう、金融庁 20 年委員会を中心に全庁で金融庁のバージョンアップに取り組む。組織改革に関する「金融庁の改革について」を取りまとめた 2018 年から 7 年が既に経過した今、全階層の職員が金融行政の目

	<p>標について、自らの業務との結びつきの理解を今一度深めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この際、職員が金融行政の目標をより身近に感じる契機として、象徴的かつ簡潔なスローガンを全職員で議論し、策定する。 ・上記の取組を以下に述べる職員の成長の促進、業務効率化等と一体的に進めることで、職員の意欲（モチベーション）を更に高め、優秀な人材の採用にもつなげていく。
<p>② 職員の能力・資質の成長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のキャリア形成や人事配置に関して、人事担当者と一人ひとりの職員の直接の対話を、特に若手職員について重点的に進める。さらに、専門分野に関するヒアリングを始めとする各種ヒアリングを通じて、職員の希望する専門分野を把握し、その経験や適性等を踏まえ、入庁 10 年目以上の職員については専門分野の特定を進めていく。また、現在金融庁で不足している、又は将来必要となると予想されるスキル・知見の確保に向けた対応を引き続き行う。 ・タレントマネジメントシステムを活用することによって職員の人事情報をきめ細かく把握し、より適切な人材配置や人材育成につなげていく。 ・金融行政官としての基礎を習得するために見直した研修プログラムについて、内容の拡充や運用方法の改良を検討する。 ・モニタリング業務を担う職員に対するオンデマンド動画研修の更なる充実を継続的に実施するほか、グループ学習等のモニタリング中央研修のプログラムを企画・立案し、効果的・効率的な研修を実施していく。 ・モニタリング部門の中核・専門人材の持続的育成の一環として、検査官派遣やトレーニー制度による財務局支援を継続的に実施するほか、信用リスク勉強会・市場リスク勉強会については、受講生の知見・経験やモニタリングの実態に即して、実践で活用できるような内容に見直しを図っていく。 ・業務上必要となるデータ収集・分析力の向上やデータ活用の高度化を図るため、職員のニーズ・課題、レベル等に合わせた研修等の実施やデータ分析プロジェクト等を通じた専門家による支援等に取り組むなど、着実に体制整備や職員のスキル向上を進める。 ・環境変化に応じて的確に政策を立案・実行していけるよう、データや実地調査を活用して 多面的に実態を把握する力や他組織との高度な調整能力を伸ばしていく。この際、他省庁との密接な連携に加え、国内外・官民を問わないネットワークを構築していく。 ・市場・経済がグローバルに相互連関している状況を踏まえ、国内外の状況の両方を理解して国内外で政策を立案・実行できる人材を育成していく。 ・アカデミアの知見を活用し、職員の政策立案実行能力を継続的に向上させるため、職員が個人論文等を作成・公表する際のサポートを継続す

る。また、金融のみならず、幅広い分野の第一線で活躍する学者や経営者等からの有益な知見を得るべく、昼休み講演会や金融経済学勉強会を引き続き積極的に開催する。

- ・職員にも自らのキャリアを考える機会を与えるための取組として、庁内からポストの公募を実施する。
- ・市場監視人材の育成と組織の充実化を図るため、短期 OJT 研修を継続実施するほか、複雑化・高度化する市場に対応した職員の専門性向上に資する効果的な研修等を企画・実施して知識の習得機会を提供する。
- ・上記のほか、各種 OJT や研修・訓練の実施、大学院を含む外部機関への職員派遣等を通じ、職員のスキル向上を図る。また、最新かつ高度の専門的知見を金融行政に絶えず取り入れることができるよう、外部人材の採用を行うとともに、その専門的な知見や貢献を組織として着実に蓄積・伝承する。

③ 誰もがのびのびと働きやすく良い仕事ができる環境の整備

- ・誰もが柔軟かつ合理的・効率的に働いて、能力を最大限発揮できるよう、オフィス改革を含めた職場環境の整備を更に進めるほか、子育て・介護と仕事の両立を支援するなど、ライフステージに応じた支援の取組を行う。また、日々の業務の合理化・効率化の徹底、令和7年1月に導入した GSS によるテレワーク・オンライン会議を行いやすい環境の提供、RPA 等を活用した定型業務の効率化、定型的な庶務業務の外部委託等の業務見直しを推進する。
- ・生成 AI の活用は、こうした取組を飛躍的に加速させる可能性を秘めている。令和7年夏に設置した AI 統括責任者 (CAIO Chief AI Officer) 及び AI・トランスフォーメーション・オフィサーが、庁内における生成 AI を活用した業務改革の陣頭指揮を執り、推進する。
- ・上記に加えて、システム更改等のプロジェクト管理を適切に行い、新しい技術の利用促進やクラウドの積極的利用を推進するとともに、より高い水準の情報セキュリティを確保するために関係規定の改定を行う。
- ・質の高いマネジメントに基づく業務運営と職場環境の改善に資するよう、職員満足度調査や 360 度評価を活用する。また、幹部のマネジメント方針の職員への見える化を継続しつつ、幹部への重点的な研修を新たに導入する。
- ・自らの所掌事務にかかわらず自主的な政策提言を職員に促す枠組みである「政策オープンラボ」について、新たな発想やアイデアを積極的に取り入れ、新規性・独自性のある政策立案へとつなげるという制度趣旨等を踏まえつつ、利用しやすい観点などから見直しを検討するなど、多様なプロジェクトが行われ、多くの職員が積極的に参加できる環境づくりを行う。
- ・若手職員からの「金融行政に関する政策提言」について、引き続き公募

を実施する。

- ・職員が自由闊達に議論できる職場環境づくりを進めるため、下意上達を促進する取組を更に進める。

【担当部局名】

総合政策局

組織戦略監理官室、秘書課、開発研修室、管理室、情報化統括室、国際室、IFIAR 戦略企画室、総合政策課、研究開発室、リスク分析総括課

証券取引等監視委員会事務局

総務課